

令和4年2月24日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和3年（ネ）第66号 損害賠償請求控訴事件（原審・名古屋地方裁判所岡崎支部平成29年（ワ）第397号）

口頭弁論終結日 令和3年12月17日

判 決

控 訴 人

同訴訟代理人弁護士

東京都中央区日本橋一丁目13番1号

被 控 訴 人

同代表者代表取締役

同訴訟代理人弁護士

同

名古屋市

被 控 訴 人

同訴訟代理人弁護士

同

同

同

[Redacted]

正 木 健 司

野 村 證 券 株 式 会 社

（以下「被控訴人会社」という。）

奥 田 健 太 郎

清 宮 國 義

布 施 谷 信 宏

小 林 [Redacted]

（以下「被控訴人小林」という。）

南 善 隆

稲 垣 篤 史

山 中 崇 裕

橋 本 勇 輝

主 文

- 1 原判決を次のとおり変更する。
- 2 被控訴人らは、控訴人に対し、連帯して1754万5608円及びうち527万5445円に対する平成29年4月13日から、うち1227万0163円に対する同年12月11日から、各支払済みまで年5分の割合

による金員を支払え。

3 控訴人のその余の請求をいずれも棄却する。

4 訴訟費用は、第1、2審を通じてこれを10分し、その7を控訴人の負担とし、その余を被控訴人らの負担とする。

5 この判決は、第2項に限り仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

1 原判決を取り消す。

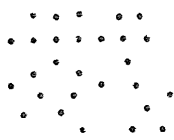
2 被控訴人らは、控訴人に対し、連帯して4204万1927円及びこれに対する平成26年8月28日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

3 被控訴人らは、控訴人に対し、連帯して1758万3299円及びこれに対する平成26年9月3日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要（以下、略称は、特に断らない限り、原判決の例による。）

1 本件は、控訴人の父である亡[]及び控訴人が、被控訴人会社の従業員であった被控訴人小林から勧誘されて金融商品取引を行ったことに関し、控訴人（兼亡[]の訴訟承継人）が、被控訴人らに対し、①適合性原則違反、②説明義務違反、③過当取引、④実質的一任売買、⑤指導・助言義務違反の違法があったなどと主張して、被控訴人会社については使用者責任又は債務不履行に基づき、被控訴人小林については不法行為又は債務不履行に基づき、亡[]の取引に関して、3367万1000円及びこれに対する被控訴人小林が担当した最終取引日である平成26年8月28日から、控訴人の取引に関しては、1512万5000円及びこれに対する被控訴人小林が担当した最終取引日である同年9月3日から、各支払済みまで民法（平成29年法律第44号による改正前のもの。以下同じ。）所定の5分の割合による遅延損害金の連帯支払を求める事案である。

原審が控訴人の請求をいずれも棄却したところ、控訴人が控訴し、上記第1



の2及び3のとおり請求を拡張し、被控訴人小林に対する債務不履行に基づく損害賠償の支払を求める訴えを取り下げた。

2 前提事実

(1) 前提事実は、次の(2)のとおり原判決を補正するほかは、原判決の「事実及び理由」の第2の2に記載のとおりであるから、これを引用する。

(2) 原判決の補正

ア 原判決3頁19行目の「12」の次に「、14、23、44」を加える。

イ 原判決3頁20行目から4頁1行目までを次のとおり改める。

「亡[]は、平成20年9月30日に被控訴人会社豊田支店において取引口座を開設し、同年12月9日から国内株式、投資信託、外国債券、外国株式等の取引を開始したところ、平成22年6月頃から平成25年3月までは中谷[]（以下「中谷」という。）が亡[]の担当をしていたが、同年4月に担当者が被控訴人小林に交代した。被控訴人小林が亡[]の取引を担当していた間の亡[]と被控訴人会社との取引は、別紙1の1～289（ただし、20及び69の「銘柄」欄の「DIAM新興企画日本株ファンド」を「DIAM新興企業日本株ファンド」と訂正する。以下同じ。）のとおりであり（以下「本件取引1」という。）、被控訴人小林退職後の本件取引1において買い付けた株式等の売却等及びそれによる損益等は、別紙1の290～317（ただし、299～306の約定日を「2015/9/4」と訂正し、308～313を除く。以下同じ。）のとおりである。」

ウ 原判決4頁4行目の「14」を「15、24、45」に、9行目の「同日」を「同月24日」に、それぞれ改める。

エ 原判決4頁16行目から21行目までを次のとおり改める。

「被控訴人小林が控訴人の取引を担当していた間の控訴人と被控訴人会社との取引は、別紙2の1～104のとおりであり（以下「本件取引2」と

いい、本件取引１と併せて「本件各取引」という。）、被控訴人小林退職後の本件取引２において買い付けた株式等の売却等及びそれによる損益等は、別紙２の１０５～１１６（ただし、１０６及び１０７の約定日を「２０１５／９／４」と訂正し、１１１～１１４を除く。以下同じ。）のとおりである。なお、本件取引２のうち別紙２の１のNM米国投資適格社債ファンド円投資型１２０７の買い付けを勧誘したのは中谷である。」

オ 原判決４頁２５行目から５頁１４行目までを削る。

３ 争点及びこれについての当事者の主張

(１) 争点及びこれについての当事者の主張は、次の(２)のとおり原判決を補正する（当審における補充主張を含む。）ほかは、原判決の「事実及び理由」の第２の４に記載のとおりであるから、これを引用する。

(２) 原判決の補正

ア 原判決６頁１４行目の「亡■■■■は」から同１５行目の「経験があるのみで」までを「亡■■■■は、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社（ただし、現在の商号。以下、商号変更の前後を問わず「モルガン・スタンレー証券」という。）等で金融商品の取引の経験があったが、担当者の提案どおりに受け身で取引に応じていたにすぎず」に改める。

イ 原判決６頁２０行目末尾に行を改めて次のとおり加える。

「また、亡■■■■は、ハイリスクな短期頻回売買など利益重視の積極的な投資意向を有していなかった。」

ウ 原判決７頁１５行目末尾に行を改めて次のとおり加える。

「さらに、控訴人は、短期的に頻繁な売買を繰り返して差益を獲得していくという投資意向を有しておらず、長期的に保有して安定的に配当を得るような投資意向を有していた。」

エ 原判決８頁２行目の「債権」を「債券」に改める。

オ 原判決８頁７行目から８行目にかけての「三菱ＵＦＪモルガン・スタン

レー証券株式会社（以下「モルガン・スタンレー証券」という。）」を「モルガン・スタンレー証券」に改める。

カ 原判決 9 頁 2 行目の「債権」を「債券」に改める。

キ 原判決 11 頁 8 行目から 9 行目にかけての「BNYメロンファンド」を「NM米国投資適格社債ファンド 円投資型 1207」に改める。

ク 原判決 15 頁 6 行目末尾に行を改めて次のとおり加える。

「 しかも、本件では、被控訴人小林の積極的な主導により他種多様な銘柄につき短期・頻回な取引（乗換売買を含む。）が繰り返された結果、取引規模が拡大するとともに、取引内容が複雑化・高度化しており、個々の取引の損益状況や資産残高等が理解しにくい状況になっていたから、被控訴人小林は、亡[]が個々の取引の損益状況や評価損も含めた資産残高を把握して、個々の取引の利害得失を理解ないし検討した上で自律的に投資の意思決定ができるように適時かつ正確に説明ないし情報提供をする義務があったところ、これを怠った。平成26年9月29日時点における本件取引1の年間損益は613万3474円の損失、含み損が合計3065万6362円（乙10の6・11頁）であり、同年8月28日当時も多額の含み損を抱えていたにもかかわらず、被控訴人小林は、同日、「社長の方はいくらかここら辺の、直近の売買で含み損の方もかなり回収しましたので」と取引全体の損益状況について虚偽ないし誤解を招く説明をして、その説明を誤信した亡[]に新たな取引を承諾させている。また、被控訴人小林は、同年8月27日には亡正太郎に対し、本件取引1において、ミクシィ株の売却による利益は8万6880円にすぎず、他方で手数料が合計21万3120円発生するにもかかわらず、「20万とか30万の利益」、利益が「25万円ぐらい出る」と述べ、本件取引2において、ミクシィ株の売却による利益は6598円にすぎず、他方で手数料が合計7万7402円発生するにもかかわらず、「売り買いの手数料差っ引いて8万ぐらい

です」と虚偽の事実を説明して、ミクシィ株の短期売却の承諾を得ている
(甲51の1・73～74頁)。」

ケ 原判決16頁4行目末尾に行を改めて次のとおり加える。

「 控訴人は、被控訴人小林が個々の取引に係る手数料を説明しなかったこと
によって亡[]が自律的な投資判断ができなかった旨主張するが、手
数料については、個々の取引に先立って各金融商品について約定金額毎に
必要となる手数料を具体的かつ一覧性をもって顧客に明示されているため、
証券会社の従業員が、顧客に対して、個々の取引の都度、手数料について
説明する義務はなく、売買損益の説明に当たり手数料を控除した売買損益
を説明しなければならない義務もない。

また、本件各取引において、個々の取引毎に取引報告書が送付され、3
か月毎に取引残高報告書が送付されており、取引残高報告書には譲渡損益
額の年間合計額と保有銘柄の参考評価損益が記載され、基準日における評
価損の額も把握できるようになっていたところ、亡[]は、取引報告書
や取引残高報告書を読んでいた(甲51の1の8頁)から、取引の状況や
損益の状況について把握していた。

さらに、被控訴人小林は、個々の取引に際して、その時々株価の値動
きの状況や経済情勢、これに伴う損益の状況等について説明しており、そ
れらを踏まえて売買の提案をしていたのであって、亡[]は、その説明
や提案を聞いた上で、自らの判断で取引を行っていた。」

コ 原判決16頁22行目の「鑑みると」の次に「、顧客が、証券取引の知
識・経験に乏しく、専門家としての証券会社の従業員による説明内容を信
頼して、推奨されるままに取引の注文をなすという関係にあつて、実質的
に証券会社の従業員が顧客の取引口座を支配しているような場合には、証
券会社の外務員には、顧客の信頼を保護するため、顧客の財産状態、投資
意向等に見合った取引を提案して顧客の利益を保護すべき信義則上の義務

● ● ● ● ●
● ● ● ● ●
● ● ● ● ●
● ● ● ● ●
● ● ● ● ●

(信任義務)を負うと解すべきであり」を、24行目から25行目にかけての「当該行為は」の次に「、信任義務に違反するものとして」を、それぞれ加える。

サ 原判決16頁26行目から17頁2行目までを次のとおり改める。

「そして、本件各取引は、次のア、イのとおり、被控訴人小林が、亡●●●●●
●●●●●が被控訴人小林を証券取引の専門家として信頼しその取引提案に依存していたことに乗じ、亡●●●●●や控訴人の利益保護を顧みることなく、自らの手数料稼ぎ等の利益を優先して、多額・多数量かつ短期・頻回な過当取引を主導して行わせ、亡●●●●●の多大な信頼ないし信任を裏切ったものであり、信任義務に違反し、社会的相当性を著しく逸脱した過当取引として、全体として違法というべきである。」

シ 原判決17頁7行目から8行目にかけての「回転率が非常に高く」を「回転率が2回を超える数字であり、過当取引の可能性を示しており」に改める。

ス 原判決17頁12行目の「1019万6830円」を「1002万2375円」に、13行目の「368万8831円」を「368万8651円」に、同行目の「手数料をそれぞれ収受したこと」を「手数料をそれぞれ収受し、これらの手数料の取引損失に占める割合が高いこと」に、それぞれ改める。

セ 原判決18頁18行目の「12回という異常な高率を示している」を「2.675回であり、過当取引の可能性を示している」に改める。

ソ 原判決19頁9行目の「これら2銘柄」を「スプリントコープ株」に改める。

タ 原判決19頁14行目の「上記のように」から15行目末尾までを「2.361回であり、過当取引の可能性を示している。」に改める。

チ 原判決23頁1行目の「合計48種類もの銘柄」を「本件取引1につい

ては合計４８種類、本件取引２については合計２７種類の銘柄」に、同２行目の「亡■■■■の」を「上記各」に、８行目の「有していなかったこと等からすれば、被告小林が、本件取引１」を「有しておらず、被控訴人小林を証券取引の専門家として信頼し、その取引提案に盲従していたことなどからすれば、被控訴人小林が本件各取引」に、それぞれ改める。

ツ 原判決２４頁２１行目の「信任義務違反又は」を削り、２３行目から２５頁１７行目までを削る。

テ 原判決２６頁１０行目末尾に行を改めて次のとおり加える。

「また、株価の値動きを正確に予測することができなくとも、ある時点で含み損が出ていれば、さらに含み損が拡大して顧客が自律的にリスクコントロールを行うことが困難となるおそれがあるから、証券会社の従業員としては、自らが勧誘して行われた取引により顧客が不測の損害を被ることを抑制するため、損失拡大防止のための早期の損切りや取引金額の縮小など適時かつ適切な指導助言を行う義務を負うというべきである。

本件各取引においては、被控訴人小林の勧誘によってリスクの高い外国株式等につき多額の含み損が拡大していたにもかかわらず、被控訴人小林及びその後任の被控訴人会社の従業員は、亡■■■■や控訴人が不測の損害を被らないように、早期に損切りしたり取引数量を減らしたりするなどの適時・適切な指導・助言を行うこともなく、長期間にわたり放置した結果、亡■■■■及び控訴人に多額の損失を被らせた。」

ト 原判決２６頁１４行目から２７頁４行目までを削る。

ナ 原判決２７頁９行目から２０行目までを次のとおり改める。

「亡■■■■は、本件取引１により３８２１万９９３４円の損失を被った。また、金融商品取引訴訟は専門性が高く多大な労力を要するから、被控訴人らの違法行為と相当因果関係を有する弁護士費用は３８２万１９９３円である。したがって、本件取引１についての亡■■■■の損害は合計



4204万1927円であり、控訴人が亡[]の被控訴人に対する損害賠償債権を相続により承継した。

イ 本件取引2に係る損害

控訴人は、本件取引2により1598万4818円の損失を被った。

また、金融商品取引訴訟は専門性が高く多大な労力を要するから、被控訴人らの違法行為と相当因果関係を有する弁護士費用は159万8481円である。したがって、本件取引2についての控訴人の損害は合計1758万3299円である。」

ニ 原判決27頁25行目の「イ」を削る。

ヌ 原判決28頁7行目から10行目までを次のとおり改める。

「 亡[]は、本件各取引当時70歳を超えており、投資経験はあったものの、証券取引に関する知識や理解力・判断力は乏しく何ら証券取引に習熟していなかったことに加え、自己の取引の具体的な状況や損益の状況についても把握しておらず、被控訴人小林を信用して、その取引提案に盲従していたにすぎず、自ら過大な取引を誘引したような事情はない。これに対して、被控訴人小林は、被控訴人会社の従業員として信頼し、自らの提案に盲従していた亡[]を積極的に主導して、その判断力や理解力を超えるような過大な取引を勧誘して行わせ、顧客の利益よりも被控訴人会社の手数料収入や自らの営業成績等の利益を優先して、亡[]の信頼を裏切った。このように本件各取引における被控訴人小林の勧誘行為は、重大な違法性を有するものであり、被控訴人小林が突如として被控訴人会社を退職した後、亡[]が本件各取引で多額の含み損が発生していることを知って驚愕するなど悪質性や異常性は際立っている。にもかかわらず、被控訴人会社は、被控訴人小林の問題勧誘行為について十分な原因究明を行うことなく、責任の所在を問うこともなかったことに加え、本件各取引の引継ぎが適時・適切に行われるように監視・監督することもなかったので

あり、その違法性は重大である。

このように、亡[]の落ち度よりも被控訴人小林の勧誘行為の違法性の方が明らかに重大であるから、亡[]及び控訴人に被控訴人らよりも重い責任を負わせることは正義・公平に反する。

したがって、本件については、少なくとも5割以上の過失相殺を行うべきではない。」

ネ 原判決28頁14行目から19行目までを次のとおり改める。

「被控訴人小林の退職後に生じた損失については、被控訴人小林の責に帰せられるべきではない。

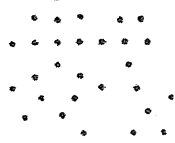
仮に、被控訴人小林の退職後に生じた損失についても損害と認められるのであれば、省電舎の新株予約権の無償割当分の売却価額合計98万6056円については、亡[]が省電舎株式を保有していたことにより得た利益であるから、損益相殺的な調整を行うのが相当であり、損失額から控除されるべきである。

本件各取引は、亡[]や控訴人の投資意向、財産状態、経歴、投資経験及び知識を踏まえて、亡[]が自らの投資判断で現物取引を行ったものであることなどの諸事情を考慮すれば、損害の発生又は拡大に関して亡[]及び控訴人に重大な過失があるから、大幅な過失相殺がされるべきである。」

第3 当裁判所の判断

- 1 当裁判所は、控訴人の請求は、被控訴人らに対し、1754万5608円及びうち527万5445円に対する平成29年4月13日から、うち1227万0163円に対する同年12月11日から、各支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の連帯支払を求める限度で理由があると判断する。
その理由は、次のとおりである。

2 認定事実



(1) 次の(2)のとおり原判決を補正するほかは、原判決の「事実及び理由」の第3の1に記載のとおりであるから、これを引用する。

(2) 原判決の補正

ア 原判決29頁3行目の「外装工事」を「外構工事」に改める。

イ 原判決32頁7行目の「乙6～11、原告本人」を「甲2～6、8、11～17、51～53、乙6～18、23～41、44、45、47、48、51～53、丙1、控訴人・被控訴人小林各本人」に改める。

ウ 原判決32頁17行目から21行目までを次のとおり改める。

「平成20年12月から平成25年3月までの間の亡[]の取引は、平成20年中は、取引回数が合計3回、1日当たりの取引回数は全て1回、1回当たりの取引規模は全て500万円以内、平成21年中は、取引回数（ただし、同一日の同一銘柄の同一取引を1回と数える。以下同じ。）が合計26回、1日当たりの取引回数は、3回が1日、2回が1日、それ以外は1回であり、1回当たりの取引規模は600万円台が1回あった（グリー株の買い付け）ほかは全て500万円以内であり、平成22年中は、取引回数が合計40回、1日当たりの取引回数は2回が7日、それ以外は1回であり、取引規模は、1000万円を超える又は1000万円程度が7回（うち投資信託が4回、外国債券が1回、国内株式（りそなホールディングス株）が2回（売りと買いとの回数））、500万円以上のものが5回、それ以外は100万円ないし200万円程度であり、平成23年中は、取引回数が合計12回、1日当たりの取引回数は2回が3日、それ以外は1回であり、取引規模は、1500万円を超えるものが2回（外国債券の売却と投資信託の買い付け）、500万円以上1000万円以内が7回（投資信託が2回、外国株式が3回、国内株式が2回）、それ以外は500万円を超えないものであり、平成24年中は、取引回数が合計15回、1日当たりの取引回数は、3回が1日、2回が2日、それ以外は1回であ



り、取引規模は、1500万円を超えるものが6回（いずれも投資信託）、500万円を超えるものが2回（いずれも投資信託）、それ以外は200万円程度であり、平成25年1月から同年3月までは、ソフトバンクグループの無担保社債を1000万円で買い付けたという取引が1回であった。

平成20年12月から平成25年3月までの間、日計りは1度もなく、平成22年5月17日にスズキ株を合計500株買い付けて（受渡金額96万5261円）、同月19日に全株を売却して2585円の損失を受け、同年6月30日にテスラモーターズインク株を1400株買い付けて（受渡金額239万8654円）、同年7月2日に全株を売却して62万2651円の利益を得るという取引があったが、他は保有期間が10日以下が4銘柄、その他は保有期間が15日以上であった。」

エ 原判決32頁23行目から33頁6行目までを次のとおり改める。

「亡■は、被控訴人小林に勧められて、平成25年4月8日に投資信託であるDIAM米国住宅関連株ファンド1209を売却したのを初めとして、別紙1の1～289のとおり投資信託、社債、国内株式、外国株式、外国債券等の取引を行った。」

オ 原判決33頁13行目から36頁6行目までを次のとおり改める。

「控訴人は、中谷に勧められて平成24年7月25日に投資信託であるNM米国投資適格社債ファンド円投資型1207を2000万円買い付けていたが、亡■は、控訴人の取引代理人として、被控訴人小林に勧められて、平成25年8月28日にこれを1829万6000円で売却して（170万4000円の損失）、同月29日、この売却金等で投資信託である野村日本高配当プレミアム（通貨セレクトコース）毎月分配型を1800万円買い付けたのを初めとして、別紙2の1～104のとおり、投資信託、社債、国内株式、外国株式、外国債券等の取引を行った。」

ウ 本件各取引の概要等

(ア) 被控訴人小林は、亡[]に対して、従前の担当者が提案していた取引手法とは異なり、短期的に売買を繰り返すことによって売買差益（キャピタルゲイン）を獲得するという取引手法を提案した。

(イ) 亡[]は、これまでの金融商品取引において、専ら証券会社の担当者から勧められた商品を売買していただけであり、本件各取引の商品についても、いずれも被控訴人小林が選定したものであり、亡[]や控訴人が自ら選定した商品の一つもなく、売り・買いの別、そのタイミング、価格、数量についても、後記のとおり一部を除くほかは被控訴人小林の提案に従ったものであった。

(ウ) 被控訴人小林は、投資信託、社債、外国債券（ただし、平成26年4月16日に購入したアジア開発銀行トルコリラ建債券を除く。）、公募株式については目論見書を亡[]に交付しており、平成25年11月29日に亡[]及び控訴人においてそれぞれ買い付けた米国株のイーベイ株の買い付けの勧誘に際しては亡[]宅を訪問してチャートを用いて取引を勧誘した（乙29の1）こともあったが、大半は、電話で取引を勧誘して注文を受けていた。

通話時間は、1回当たり二、三分程度がほとんどであったが、時には10分を超えるような通話がされることもあり、亡[]が打合せ中であることなどを理由に通話を断ることもあった（乙31、35）。

(エ) 被控訴人小林が勧めた商品は、新興市場株式が比較的多く、そのほか米国株式が2銘柄（イーベイ株及びスプリントコープ株）あり、企業名すら知名度が低く、企業内容や企業業績が一般的には知られていない銘柄が大半であったが、被控訴人小林は、ごく簡単に企業の業務内容を説明し、株価が上がる、利益が狙えるという趣旨の楽観的な相場観を示すなどして当該取引のメリットのみを強調し、リスクやデメ



リットについてはほとんど説明することなく取引を勧誘し、これに対して亡[]が疑義を呈することなく短時間で「はい、はい」などと返事をする、直ちに注文を取り付けるということがほとんどであった。

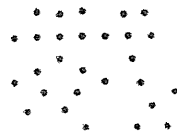
また、被控訴人小林は、亡[]に対し、個々の取引にかかる手数料の額について説明することはほとんどなく、保有している銘柄の売却を勧める際、手数料を控除しない売買損益額を述べて、売却の承諾を得て、その売却金等で別の銘柄の買い付けを行うという乗換売買を勧誘していた。

(オ) 亡[]は、被控訴人小林に懇請され、平成25年6月18日に1300万円、同年7月19日に2000万円、同月25日に500万円、同年11月25日に500万円、平成26年1月20日に1100万円（モルガン・スタンレー証券において保有していた外国株式を売却するなどして得た資金が原資になっている。）、同年4月17日に480万円、合計5880万円を被控訴人会社の亡[]の取引口座に入金し、取引規模が拡大した（甲5）。

また、亡[]は、被控訴人小林に懇請されて、亡[]が控訴人に生前贈与する形で、平成25年11月25日に471万円、平成26年4月17日に480万円、合計951万円を被控訴人会社の控訴人の取引口座に入金した（甲6）。

(カ) 被控訴人会社は、亡[]及び控訴人に対し、個々の取引が成立した後、速やかに取引報告書（乙47、48）を郵送し、3か月毎に取引残高報告書（乙10、11）を郵送していたが、被控訴人小林が担当していた間に亡[]や控訴人から異議が述べられたことはなかった。

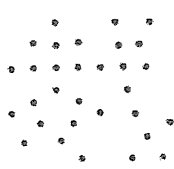
(5) 本件取引1の具体的な状況（甲2～6、8、11～17、51～53、



乙6、8、10、11、14、15、17、18、23～41、44、
47、51～53、丙1、控訴人・被控訴人小林各本人)

ア 亡[]は、平成25年4月8日、被控訴人小林に勧められてD I
AM米国住宅関連株ファンド1209を売却した。

被控訴人小林は、同年5月30日、亡[]に対し、野村グローバルREITプレミアムの運用成績が落ちてきているが、「ざっくりですけども、50万円ぐらい利益が出てるんです」、「50万円の利益っていうのは、1回、確定してもいいのかなというふうに思いますので」などと述べて、これを売却してその売却金と亡[]口座にある現金360万円程度を併せて、野村高配当インフラ関連株プレミアム（通貨セレクトコース）を1000万円購入することを勧めた（乙25）。その結果、亡[]は、同月31日、野村グローバルREITプレミアム（円コース）を売却し（売買益は26万5778円）、その売却金等で野村高配当インフラ関連株プレミアム（通貨セレクトコース）を1000万円分買い付けた（手数料は40万3070円）。亡[]は、上記の勧誘の際、被控訴人小林から日経平均が暴落したと伝えられたのに対し、「海外が暴落しとるということ？」などとかみ合わない発言をしていたが、被控訴人小林は、「グローバルリート売却の、インフラ関連の通貨セレクトの毎月って形で、少し分配金をたくさん取るような形」、「通貨セレクトにすると、大体、年率で8%強あるんで」などと述べて、野村グローバルREITプレミアム（円コース）を売却して、その売却金等で野村高配当インフラ関連株プレミアム（通貨セレクトコース）を購入すると、利率が高いことから分配金を多く得られることのみを強調し、乗換売買によって生ずる手数料を控除すると売却益が生じないことについては説明しなかった（乙25）。



また、亡■は、同年6月7日、被控訴人小林に勧められて野村不動産マスターファンド投資法人投資証券を150万円で買い付けた。

イ 亡■は、同月11日、被控訴人小林から、ソニーの無担保社債を1000万円購入することを勧められた際、同社債の利率が年0.8%であるので、年0.4%程度の定期預金と比較すると、その倍ぐらゐの金利が出るので定期預金を解約するなどして購入しないかと勧められたのに対し、「まあ、その方がいいか、どうしような。とりあえず金利が年1000万で8万ぐらゐか」、「うーん。まあちょっと検討さして、これ」と述べて態度を保留した（甲51の4の584、585頁）ものの、同月17日に第29回ソニー株式会社無担保社債を1000万円買い付け、同月18日に亡■口座に1300万円を入金し、同月19日に野村日本高配当株プレミアム（通貨セレクトコース）を600万円買い付けた（手数料21万2683円）。

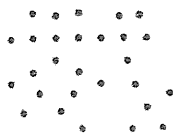
ウ 被控訴人小林は、同月27日、亡■に対し、野村高配当インフラ関連株プレミアム（円コース）を売却し、その売却金で野村日本高配当株プレミアム（通貨セレクトコース）の買い付けを勧誘した際、1900万円分買い付けた場合には資金が不足する可能性もあるので、その場合には追加資金の投入が可能かと尋ねたところ、亡■は、「結構面倒くさいな。ちょっと減らしといてくれたらいいな」と述べて追加資金の投入を断り（甲51の4の616頁）、野村高配当インフラ関連株プレミアム（円コース）を1912万5704円で売却し（売買益は12万5704円）、その売却金によって同月28日、野村日本高配当株プレミアム（通貨セレクトコース）を1850万円で買い付けた（手数料65万5774円）。

エ 被控訴人小林は、同年7月17日、亡■に対し、ノムラヨーロップファイナンス 円／豪ドル ステップアップ社債（利率が1年目

は2.6%、順次0.1%加算されて5年目の利率が3%になるもの)について、3年間の利率を合計すると8%になるので2000万円購入すると64万円の利益になる、すぐ売り切れてしまいそうなので2000万円購入しないかと勧誘したのに対し、亡[]は、「まあ2000万円はちょっといかんかもしれんけど」と述べて(甲51の4の610頁)、1000万円購入した。なお、同ステップアップ社債は、仕組債(甲11)であるが、被控訴人小林は、商品の内容やリスクについて具体的な説明をしなかった。

オ 被控訴人小林は、同月19日、亡[]に対し、日経平均が1万5000円近くになり、大和ハウス工業の株価が1918円なので、追加で1750万円を投入すれば4000株を買えると発言したことに対し、亡[]は、「どうしような。まだいいわね、自民が。自民党が圧勝だで、きつとね」、「終わってからガタンってことはないもんでね、きつと」と述べ(甲51の4の602頁)、選挙で自民党が勝てば、日経平均の上昇基調が変わらないという趣旨の相場観を示し、同日2000万円、同月25日に500万円を亡[]の取引口座に振り込み、同日、大和ハウス工業株を単価1791円で5000株買い付けた。

そして、亡[]は、同年8月2日、クルーズ株を単価38万円で15株買い付け、同月5日、その全株を単価42万円で売却し(売買益は49万7352円)、同月6日、その売却金等でシュッピン株を単価950円で8000株買い付けた。亡[]は、かねて個別の銘柄の株式取引は好きではないという趣旨を述べていたが、被控訴人小林は、同日、シュッピン株の買い付けを勧誘する際、「個別の銘柄、好きではないっていうことだったんですが」、「今週については、あの個別銘柄が、かなり動くんで」などと述べ、スマートフォン向けの対応サイトを開設するシュッピン株の値上がりが期待できる、値動きのス



ピードが相当速く、一泊二日から二泊三日みたいな動きになると思うなどと短期の売買を勧めて、亡[]の承諾を得た（乙27）。

カ 亡[]は、被控訴人小林に勧められて、同月27日、大和ハウス工業株を単価1769円で2000株、単価1768円で3000株売却し（売買損は18万3421円）、シュッピン株を単価1065円で全株売却し（売買益は78万9666円）、野村不動産マスターファンド投資法人を売却し（売買損は12万6297円）、同日、その売却金等によってDIAM新興企業日本株ファンドを1800万円で買い付けた（手数料54万9684円）。

キ 被控訴人小林は、同年11月14日、亡[]宅を訪問して、ドイツ復興金融公庫ブラジルリアル建債券の購入を提案し（甲51の4の500～503頁、乙14、23）、同月15日、亡[]に電話をかけて、「昨日ちょっとお話したリアル債なんですけれども」、「気を抜いている間に、支店だと1億5000万しかなくなっちゃいまして」、「めっちゃめっちゃやっぱいい条件だったんで」などと述べて、上記外国債券の条件がよく、人気が高く、このままでは売り切れてしまうなどと取引を行うメリットのみを強調し、為替リスク等の取引に関するリスクやデメリットについては何ら説明することなく、亡[]が控訴人に年間で1500万円生前贈与することを前提に、亡[]と控訴人で合計2000万円購入することを勧めた（甲51の4の487～492頁）。これに対し、亡[]は、「一応まあ、やるなら1本ぐらいかなー」（甲51の4の488頁）と述べて、亡[]と控訴人の二人で合計1000万円であれば買い付けることを承諾したが、亡[]が投資金額を合計1000万円とした主な理由は、贈与税の関係で亡[]が控訴人に贈与する年間の額を500万円としていたことであった（甲51の4の487～492頁）。

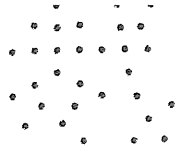
そして、亡■は、同月20日、ドイツ復興金融公庫ブラジルレアル建債券（円貨決済型）を460万4000円で買い付けた。

上記債券は、被控訴人小林の退職後の平成28年10月17日に売却された（売買損は140万2125円）。

ク 亡■は、被控訴人小林に勧められて、平成25年11月27日、野村日本高配当株プレミアム（通貨セレクトコース）を2533万7370円で売却し（売買益は83万7370円）、同月29日、その売却金等によって米国株であるイーベイ Ink株を単価51.35米ドルで5100株買い付けた（受渡金額2685万3687円）。被控訴人小林は、亡■にイーベイ Ink株を勧誘するに際し、株価のチャートを示して説明した（乙29の1）。

ケ 亡■は、被控訴人小林に勧められて、同年12月18日、ミクシ株を単価5600円で2500株、じげん株を単価1844円～1850円で合計7000株買い付け、同日、じげん株を単価1940円で全株売却し（売買益は45万6790円）、その売却金等でエナリス株を単価1619円～1624円で合計8400株買い付け、イーベイ Ink株を単価53米ドルで全株売却した（売買益は62万4408円）。

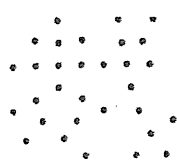
コ 亡■は、被控訴人小林に勧められて、同月24日、ミクシ株を単価5700円で全株売却し（売買益は5万8621円）、その売却金等でホットリンク株を単価1万4280円～1万4380円で合計1000株買い付け、同月25日、その全株を単価1万3400円で売却し（売買損は113万9790円）、その売却金等でエイチーム株を単価6750円で1700株を買い付け、同日、その全株を単価7340円で売却し（売買益は83万3911円）、同月26日、エナリス株を単価1707円で全株売却し（売買益は52万7526円）、そ



の売却金等でアーキテクト・スタジオ・ジャパン株を単価5100円で2700株買い付け、同日、その全株を単価5380円で売却し（売買益は56万4384円）、同月27日、その売却金等でシステム情報株を単価2650円で5500株買い付け、同日、その全株を単価2790円で売却し（売買益は56万9959円）、その売却金等でブイキューブ株を単価5900円で3000株買い付け、同日、その全株を単価6190円で売却し（売買益は63万7022円）、その売却金等でヒューマン・メタボローム・テクノロジーズ株を単価4030円～4100円で合計3400株買い付け、同日、その全株を単価4520円で売却した（売買益は131万9088円）。

サ 被控訴人小林は、同月30日、亡[REDACTED]に対し、米国株であるスプリントコープ株の買い付けを勧誘し、「ソフトバンクに、その、買収が決まって」、「株価としては、結構その、買収が決まってから、ぐんと今、値上がりしてるんですよ」と述べたところ、亡[REDACTED]は「ちらっと読んだことがあったかな」と述べ、「ソフトバンクの、その、コスト削減効果っていうのは、まだ織り込んでいないような水準で、少しずつ、やっぱ、株価に織り込まれていくようなところだと思いますので」、「短期の、あの売り買いっていうよりは、しっかり、その値上がりを、もし追求できるのであれば、少し、持ってもいいと思いますので」などと述べて勧誘し（乙30）、同日、単価11.19米ドルで2万6000株買い付けた（受渡金額は3069万9988円）。

その後、スプリントコープ株は、下落を続け、同日付けの取引残高報告書（乙10の3）では、単価10.79米ドル、116万2333円の評価損、平成26年3月31日付けの取引残高報告書（乙10の4）では、単価9.29米ドル、584万9119円の評価損、同

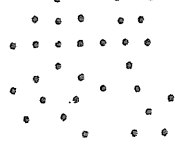


年6月30日付けの取引残高報告書（乙10の5）では、単価8.51米ドル、826万3598円の評価損、同年9月30日付けの取引残高報告書（乙10の6）では、単価6.35米ドル、1264万7362円の評価損となり、被控訴人小林の退職後の平成27年9月4日に単価5米ドルで全株売却した（売買損は1530万6146円）。

シ 亡■■■■は、被控訴人小林に勧められて、平成26年1月17日、D I A M新興企業日本株ファンドを単価1万1391円で売却し（売買益は259万8606円）、同月20日、その売却金等で省電舎株を単価3500円で5700株買い付け、同日、その全株を単価3650円で売却し（売買益は59万8758円）、その売却金等でクルーズ株を単価5700円で3500株買い付け、野村高配当インフラ関連株プレミアム（通貨セレクト）を単価1万2078円で売却した（売買損は98万5946円）。

なお、亡■■■■は、同月20日、被控訴人小林から、省電舎について、「エネルギー削減補助ビジネスをやってる会社」と説明されたのに対し、「これ何、蓄電池の会社か」などと述べ、被控訴人小林から「いや、ここはですね、どちらかというところLEDです」、「どちらかというところ再生可能エネルギーの分野ですね」、「人気のある分野っていう形になるんで」、「手出し、足出しっていうのは早めにした方がいいと思いますんで」、「一回あの、3500の指し値で行ってみますんで」と勧められると、「うん、そうだね。はい」と言って買い付けを承諾した（甲51の3の420～422頁）。

ス 亡■■■■は、同月21日、野村高配当インフラ関連株プレミアム（通貨セレクト）の売却金等で省電舎を単価4050円で2800株買い付け、同日、ミクシィ株を単価7080円で2500株買い付け、同日、その全株を単価6600円で売却し（売買損は142万224



2円)、同日、クルーズ株を単価5420円及び5430円で全株売却し(売買損は122万1750円)、同月22日、その売却金等でコロプラ株を単価3800円で1000株買い付け、同日、その全株を単価3995円で売却し(売買益は12万7191円)、その売却金等でシグマクス株を単価8000円で700株買い付け、スリー・ディー・マトリックス株を単価5250円で1000株買い付け、同日、その全株を単価5700円で売却し(売買益は35万9189円)、同月23日、その売却金等でカイオム・バイオサイエンス株を単価4500円で2500株買い付け、同日、シグマクス株を単価7550円及び8500円で合計700株売却し(売買損は2万7822円)、同月24日、三菱自動車工業株を単価1120円で1万1000株買い付け、同月30日、その全株を単価1130円で売却し(売買益は2万3102円)、その売却金等でコロプラ株を単価4070円で4000株買い付けた。

セ 被控訴人小林は、同年2月14日、亡[]に対し、来週1週間ほどハワイへ行って不在になるため、代わりに谷口が連絡すると伝え(甲51の3の376～378頁)、同月17日、谷口が、亡[]に対し、コロプラ株が10%程度下落している、カイオム・バイオサイエンス株で大きく利益を取れば、これと合わせて少しずつコロプラ株を売却していこうという被控訴人小林の方針を聞いている旨伝え(甲51の3の371～375頁)、同月20日、カイオム・バイオサイエンス株が昨日ストップ高になり、今日も上昇しそうな気配であるが、この当たりで売却した方がよいと勧め、単価5070円の指し値で注文を出してもよいかと提案した(甲51の3の339～341頁)。

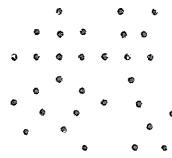
そして、亡[]は、同月21日、カイオム・バイオサイエンス株を単価4770円で全株売却した(売買益は50万9945円)。

ソ 亡[]は、被控訴人小林に勧められて、同月24日、カイオム・バイオサイエンス株の売却金等でクルーズ株を単価6290円及び6300円で合計1800株買い付け、同日、その全株を単価6410円で売却し（売買益は4万0518円）、同日、その売却金等でエイチーム株を単価7200円で1500株買い付けた。

被控訴人小林は、同月25日、亡[]に対し、「今日は多分、結構頻繁に連絡させていただきたいんです」、「動きが悪かったなあっていうふうに思ってた銘柄たちが」、「ものすごい勢いで上がってきてるんですよ」、「1月に含みを、こう、マイナスで結構大きく抱えていたんですが、その分は一気に吐き出せるような状況になってきましたんで」、「何とか、売買を繰り返してですね」、「今のマイナス分を現金化していくっていうのを、ちょっと、段取り組んでやっていきますんで」などと述べた（乙33の1）。

そして、亡[]は、被控訴人小林に勧められて、同日、エイチーム株を単価7600円で全株売却し（売買益は44万0002円）、コロプラ株を単価2923円で200株売却し、同日、その売却金等で日本マイクロニクス株を単価1万2500円で900株買い付け、同日、その全株を単価1万3250円で売却し（売買益は50万9945円）、同日、その売却金でファーストエスコ（その後、商号がエフオンに変更された。以下「エフオン」ともいう。）株を単価1288円～1300円で合計9000株買い付け、同月26日、単価1201円～1204円で合計5200株売却し、同日、単価1237円～1240円で合計1500株買い付け、同日、単価1202円～1210円で全株を売却した（売買損は107万8221円）。

また、亡[]は、被控訴人小林に勧められて、同日、コロプラ株を単価2906円で300株売却し、フルスピード株を単価1320



円で9000株買い付け、フリービッド株を単価1520円で8000株買い付け、同日、その全株を単価1372円～1386円で売却した（売買損は130万4284円）。

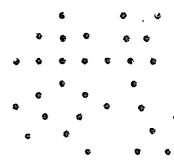
被控訴人小林は、同日、亡[]に対し、「多分、明日出てくる、うー、数字になると思うんですが」、「550万円のプラス、ああ、ま、今年に入ってからですね」、「550万まで復活しましたんで。」、「ほんとに頑張りますんでですね」と述べて、その時点の年間損益の概算を伝えて、今後も売買益を増加させるよう頑張る旨述べている（乙33の7）が、同年3月31日時点の取引残高報告書（乙10の4）の譲渡損益額の年間合計額は267万5359円であり、上記の「550万円プラス」の計算根拠は不明である。

タ 亡[]は、被控訴人小林に勧められて、みんなのウェディング株を同年3月18日に単価2800円で500株、同月25日に単価3450円で2800株買い付け、同年4月3日、そのうち合計2900株を単価2885円～2907円で売却し、同月7日、そのうち合計400株を単価2895円及び2896円で売却した（売買損は164万8025円）。

また、亡[]は、被控訴人小林から勧められて、同年3月20日、ソフトバンクの無担保社債を1003万9492円で売却した（売買益は3万9492円）。

チ 亡[]は、同年4月1日、省電舎の新株予約権2800株の無償割当を受け、同月2日、被控訴人小林に勧められて、その全部を売却した（売買益は合計98万6056円）。

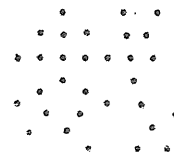
被控訴人小林は、同日、亡[]に対し、スプリントコープ株の株価が昨日の時点で4%程度回復してきた、「3月末にお話ししましたけれども、えっと、とりあえず社長の方で、今の、今年の益が270万」、



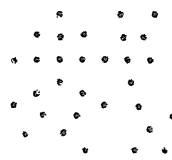
「息子さんの方で170万」、「益が出てる状態を今保ってますんで」と述べて同年3月31日時点の譲渡損益の年間合計額を説明したが、評価損については説明しなかった（乙36）。

ツ 亡[REDACTED]は、同年4月3日、被控訴人小林に勧められて、ディー・エル・イー株を単価2628円及び2630円、2633円～2640円で合計3500株買い付け、同日、その全株を単価2823円～2834円で売却し（売買益は52万4678円）、同月4日、その売却金等で、CYBERDYNE株を単価7670円及び7680円で合計1300株買い付け、同月7日、それを単価7860円～7880円で全株売却し（売買益は10万2126円）、同日、ディ・エル・イー株を単価3395円及び3400円で合計3000株買い付け、同月9日、その全株を単価3630円で売却し（売買益は53万3867円）、同日、その売却金等でCYBERDYNE株を単価8100円で1400株買い付けたものの、同株はその後下落が続いたが、同月18日、単価7000円で更に200株買い付け、同月25日、単価6700円で400株、単価6710円で1200株を売却した（売買損は218万6536円）。

テ 亡[REDACTED]は、同月8日、被控訴人小林から、日経平均は全体で200円下がったが、同月7日に[REDACTED]口座で買い付けたディー・エル・イー株は6%上がった、今日は売却できなかったが、明日以降売却したいという話を受けて、「明日は上がるかもしれんね。今日下がったで」（甲51の2の261頁）と述べ、日経平均が下がったことについての感想を述べた。次いで、被控訴人小林は、昨年、亡[REDACTED]が4百数十万贈与して控訴人の口座でブラジルリアル債を買っていただいたが、今回、トルコリラ建債券が販売される、金利が3年で9%前後なので為替が2割強下がっても、金利でトントンで吐き出せるなどと述べて



勧誘したのに対し、亡■は、「トルコも結構評判よかったけどな。今治安が悪いと、治安が悪いというか」、「印象があれだから」などと述べて購入を渋った。被控訴人小林が「リアルとリラって2本建てでもし行っていたけるのであれば、元本もかなり利益取れるんじゃないかな」と勧めたのに対し、亡■は「あれは何だ。分配型か？」と外国債券を投資信託と混同しているような発言をし、被控訴人小林が「違います。あれは完全に債券ですね。普通の債券です」と訂正したのに対し、亡■は「あ、債券か。ああ、ほうほう。上がり見とって売るタイプやな、それじゃ」と述べ、未だ債券の仕組みを理解できないようであったため、被控訴人小林が「単価で例えば、その、100円で買ったものを110円とかにはならないです」、「100で買ったのが最終的に100で返ってくるんですけれども」、「今持っていたいてる一番近いものでいくと、ソニーの社債ですね。」と外国債券について為替リスクが生じない社債を例に挙げて説明した上で、「リアルのは、金利が今上がってるんで」、「単価は下がってるんですよ」、「もう仕組み上、その反比例するんで」、「100で買ったのが、今95.62に」、「単価で4%ぐらい下がってるんですけれども」、「ただ円安の効果をかなり受けてますんで」、「ただ、この95.62っていうのは、満期まで持ったら100になりますので」、「今のこのマイナスっていうのは関係ないですよ」、「外債っていうのは、その単価がマイナスに先になっても」、「2016年の11月満期なんで」、「あと2年ちょっとぐらい」、「で、もう満期になりますので」、「まあかなり、あの、いいかなと思いますね、これは」などと述べて、満期償還された場合の円貨換算に伴う為替リスクについて全く説明せず、あたかも満期償還された場合には元本が保証されているかのような誤解を与える説明をして買い付けを勧誘し、亡■から注文を受



けた（甲５１の２の２６１～２７６頁）。

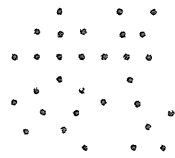
そして、亡■は、同月１６日、アジア開発銀行トルコリラ建債券を４４６万２２００円で買い付けた。

アジア開発銀行トルコリラ建債券は、被控訴人小林の退職後の平成２９年４月１３日に満期償還されたが、円貨換算に伴う為替の影響により１９８万７２００円の損失となった。

ト 亡■は、被控訴人小林に勧められて、平成２６年４月２５日、フルスピード株を単価９３９円～９５７円で全株売却し（売買損は３４８万４１１８円）、同日、その売却金等で、フィックスターズ株を単価９６４０円で９００株、１万１３００円で９００株買い付け、同年５月２９日、同株を単価９９００円で１００株買い付け、同年６月２日、うち９００株を単価１万０８００円で、同月３日、うち１０００株を単価１万３５５０円で売却し（売買益は３１２万９１７７円）、同日、その売却金等で、じげん株を単価１３７５円で７０００株買い付けた。

被控訴人小林は、同月４日、亡■に対し、「まずは昨日の結果なんですけども、社長の方で３００万ですね、はい」、「利益追求っていうところで年間損益がプラスに転じました」（甲５１の１の１５０頁）と述べ、フィックスターズ株の売買で売買益が３００万円程度出たことを伝えたが、同日時点での年間の損益がプラスになる計算根拠は不明である。

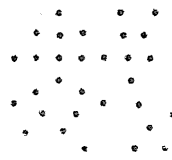
また、亡■は、被控訴人小林に勧められて、同月４日、日本マイクロニクス株を単価６４９０円で２０００株買い付け、同日、その全株を単価６７００円～６７２０円で売却し（売買益は２５万５０１３円）、同月５日、その売却金等で、ネオス株を単価１１５０円で１万株買い付け、同月９日、その全株を単価１０８０円～１０８６円で売



却し（売買損は84万4114円）、同日、その売却金等で、エイチーム株を単価8140円で1200株買い付け、同月10日、その全株を単価8650円及び8660円で売却し（売買益は46万4634円）、同日、その売却金等で、ディー・エル・イー株を単価1250円で1万株買い付け、同月12日、その全株を単価1185円～1190円で売却し（売買損は79万1823円）、同日、その売却金でエフオン株を単価1400円で8000株買い付けた。

ナ 被控訴人小林は、同月6日、亡[REDACTED]に対し、「日経平均はもう高値の水準でこう戻ってきて、商いも結構進んでますねというのが今足元です」、「社長の方では年間損益何とか4月の分取り戻して、今プラス40万のどこまで持ってきてまして」、「峰生さんの分はあの、外国株式の方処理さしていただきまして」、「残りが650万円分の外国株式という状況になってますので」、「かなり中身改善してるというところなんですけども」と言いながら、ソフトバンクの買収の話がスプリントコープ株の株価にとってプラスに働かなかった、控訴人の口座で昨日取引をしたCYBERDYNE株も今日は株価が下がっている、CYBERDYNE株と同じくロボット関連株として菊池製作所株が10%上がっているのに対し、CYBERDYNE株は3%しか上がっていないが、CYBERDYNEを狙っているなどと話した。これに対し、亡[REDACTED]は、「知らないと、人気が出ないかもね」と発言したものの、亡[REDACTED]が同年4月のCYBERDYNE株の取引によって218万6536円の売買損を出したことを理由に再びCYBERDYNEの買い付けをすることについての反対の意向を示さなかった（甲51の1の128～132頁）。

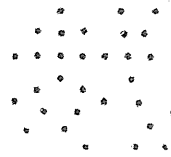
結局、亡[REDACTED]は、被控訴人小林から勧められて、同月16日、じげん株を単価1270円で全株売却し（売買損は87万8081円）、



その売却金等で菊池製作所株を単価9710円で100株、単価9720円で200株、単価9730円で300株、単価9740円で400株、同年7月23日に単価8800円で1200株買い付けたが、同株は、その後、下落が続き、同月30日、単価8420円で400株、単価8410円で1400株、単価8430円で200株売却し、被控訴人小林の退職後の平成27年12月1日に残りの株（なお、平成26年11月4日に株式分割があった。）を売却した（売買損は27万9903円）。

ニ 亡 [REDACTED] は、被控訴人小林に勧められて、同年7月30日、タカラバイオ株を単価1676円～1682円で合計1万株買い付けた。

ヌ 亡 [REDACTED] は、同年8月19日、被控訴人小林から、日経が大幅に反発し、持っている銘柄も3%から5%ぐらいずつ一気に戻ってきているので、決算の内容の良かった銘柄をピックアップして買い付けの方に進んでいきたい、保有しているソニーの社債が売却するとマイナス1万2000円ぐらいになるが、その売却金で株式を買い付けたいなどと提案されたのに対し、「持ってるやつはどうだ、ほかのやつは」と質問し、被控訴人小林から「大体10%ぐらいで戻る銘柄が2銘柄ですね。菊池とタカラバイオ」、「ファーストエスコがちょっと厳しいところがあります。マイナスが今290万ぐらい出てます」などと保有銘柄の株価の状況を説明し、スプリントコープ株が半分程度の価格に下落しているので、その損失を取り戻すには、買付資金として3000万近くの現金を作らないといけない、「ちょっと今、商いの状況が僕は失敗してますので」追加で資金を投入することは困難だと思うので、ノムラヨーロッパファイナンス・ステップアップ社債とソニーの社債を売却できないかと提案されたのに対し、「まあすぐ戻るだろう、ここ社債なんかは」と述べてこの提案を断った。被控訴人小林は、「峰生さ

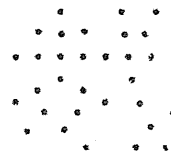


んの方は、もう年間損益であと50万まで来てますので」、「何とかな
ると思います」、亡[]の今抱えている損金を処理していく方向で動
きますと方針を伝えた。(甲51の1の53～61頁)

ネ 被控訴人小林は、同年8月25日、亡[]に対し、同年7月30
日に単価1676円～1682円で1万株買い付けたタカラバイオが
その後値下がりし「あと10%のところまで戻ってきている」が戻っ
て来るスピードが落ちてきているので売却して、その売却金で他の銘
柄を買い付けることを勧めたところ、亡[]は「バイオはよくない
んか」と感想をもらし(甲51の1の43、44頁)、同日、タカラバ
イオ株を単価1523円で全株売却した(売買損は178万5908
円)。また、亡[]は、被控訴人小林に勧められて、同日、インター
アクション株を単価720円～755円で合計2万株買い付け、被控
訴人小林から、インターアクション株がストップ高で774円という
状態であるとの報告を受けたのに対し「本当?ストップ高してドーン
と落ちることはないやね」(甲51の1の34頁)、「うーん、何とも、
ようてっぺん行くとダーと落ち込むわねえ」(甲51の1の35頁)と
述べた。

そして、亡[]は、被控訴人小林に勧められて、同月26日、ミ
クシィ株を単価6200円で2500株、ジーエヌアイグループ株を
単価380円で4万5000株買い付け、同日、ジーエヌアイグルー
プ株を単価401円～405円で全株売却し(売買益は78万994
7円)、インターアクション株を単価900円で全株売却し(売買益は
303万2964円)、ミクシィ株を単価6320円で全株売却し(売
買益は8万6880円)、同月27日、日本エンタープライズ株を単価
597円～660円で合計2万株買い付けた。

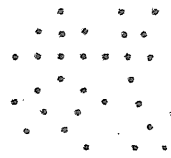
被控訴人小林は、亡[]に保有している銘柄の売却を提案する際、



手数料を控除しないで売買損益額を説明することがほとんどであり、同月２７日、亡■■■■■に対し、本件取引１において、ミクシィ株の売買手数料合計２１万３１２０円を控除すれば、売却益は８万６８８０円にすぎないにもかかわらず、「２０万とか３０万の利益」、利益が「２５万円ぐらい出る」と述べてミクシィ株の売却の承諾を得た（甲５１の１・７３～７４頁）。

ノ 被控訴人小林は、同月２８日、亡■■■■■に対し、昨日買い付けた日本エンタープライズが下落傾向にあるので損金が拡大しないよううまく処理していかないといけない、モルフォという会社の決算が８月にあり、今ストップ高にあるが、もし株価が下がれば売買益が狙えるため買い付けようと思うという趣旨の説明をした後で、「社長の方は何とかここら辺の直近の売買で含み損の方もかなり回収いたしましたので」、「その現金を使ってですね、あの、やっていきたいと思いますので」と発言し（甲５１の１２～１４頁）、同日、昨日買い付けた日本エンタープライズ株を売却すると大体１５０万ぐらいマイナスが出るが、昨日の売買で３５０万利益を出しているので相殺が何とかできた、あとは省電舎とファーストエスコの２銘柄を処理できれば日本株の部分は全回復になるので、商いを繰り返してやっていきたいと発言し、これに対して亡■■■■■は「まあそれでも戻ってきて、ねえ、今までの報告書見ると、やっぱり利益が出とらんもんな、全然」と、あたかも取引残高報告書を読んでいるかのような発言をした（甲５１の１の７、８頁）。

そして、被控訴人小林は、同日、亡■■■■■が保有していた日本エンタープライズ株１万株を単価５５４円で売りに出すと述べ（甲５１の１の８頁）、亡■■■■■は、これを承諾して、単価５５４円で１万株、単価５５３円で１万株を売却した（売買損は１９８万１７９３円）。



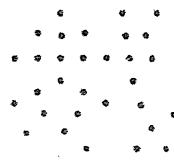
なお、亡[]の取引（本件取引１）の損益状況は、同年６月３０日付けの取引残高報告書（乙１０の５）では、年間の譲渡損失が１６５万８０１１円、省電舎株、菊池製作所株、コロプラ株、ファーストエスコ株及びスプリントコープ株の評価損の合計は２２５４万８５９８円であり、同年９月３０日付けの取引残高報告書（乙１０の６）では、年間の譲渡損失が６１３万３４７４円、省電舎株、菊池製作所株、モルフォ株、ファーストエスコ株及びスプリントコープ株の評価損の合計は３０６５万６３６２円であった。

- (6) 本件取引２の具体的な状況（甲２～６、８、１２～１８、５１～５３、乙６、８、１０、１１、１４、１５、１７、１８、２３～４１、４５、４８、５１～５３、丙１、控訴人・被控訴人小林各本人）

ア 亡[]（以下の亡[]の言動は、全て控訴人の取引代理人としてのものである。）は、平成２５年８月２８日、被控訴人小林から勧められ、平成２４年７月２５日に購入したNM米国投資適格社債ファンド円投資型１２０７を売却し（売買損は１７０万４０００円）、同月２９日、その売却金のうち１８００万円で野村日本高配当株プレミアム（通貨セレクトコース）を買い付けた。

イ 亡[]は、被控訴人小林に勧められて、平成２５年１１月２０日、ドイツ復興金融公庫ブラジルリアル建債券（円貨決済型）を４６０万４０００円で買い付け、同債券は、被控訴人小林の退職後の平成２８年１０月１７日に売却された（売買損は１４０万２１２５円）。

ウ 亡[]は、被控訴人小林に勧められて、平成２５年１１月２７日、野村日本高配当株プレミアム（通貨セレクトコース）を売却し（売買益は１９１万８１５１円）、同月２９日、その売却金等で米国株であるイーベイインク株を単価５１．３５米ドルで３９００株買い付けた（受渡金額は２０５３万５１７３円）。

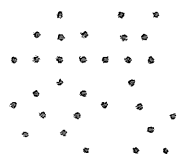


エ 亡[]は、被控訴人小林に勧められて、同年12月18日、ミクシイ株を単価5600円で1700株買い付け、じげん株を単価1850円で6000株買い付け、同日、その全株を単価1940円で売却し（売買益は36万8632円）、同日、エナリス株を単価1626円～1632円で合計7300株を買い付け、同日、イーベイインク株を全株売却した（売買益は45万9824円）。

オ 亡[]は、被控訴人小林に勧められて、同月24日、ミクシイ株全株を売却し（売買益は1万8902円）、その売却金等でホットリンク株を単価1万4400円で600株買い付け、同月25日、その全株を単価1万4200円で売却し（売買損は25万7322円）、同日、その売却金等でイーグランド株を単価4350円で2000株買い付け、同月27日、その全株を単価4300円～4325円で売却した（売買損は21万7404円）。

また、亡[]は、被控訴人小林に勧められて、同月26日、エナリス株を単価1707円で全株売却し（売買益は38万0279円）、同日、その売却金等でアーキテクツ・スタジオ・ジャパン株を単価4995円～5100円で合計2500株買い付け、同日、その全株を単価5380円で売却し（売買益は63万4921円）、同月27日、その売却金等でシステム情報株を単価2650円で4900株買い付け、同日、その全株を単価2790円で売却し（売買益は49万3251円）、同日、その売却金でブイキューブ株を単価5900円で2000株買い付け、同日、その全株を単価6190円で売却した（売買益は40万0770円）。

カ 亡[]は、被控訴人小林に勧められて、同月30日、米国株であるスプリントコープ株を単価11.19米ドルで1万9000株買い付けた（受渡金額は2243万4607円）。



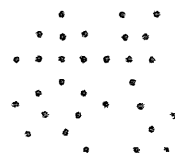
スプリントコープ株は、その後、下落傾向が続き、亡■は、被控訴人小林に勧められて、平成26年5月19日に単価8.9米ドルで6700株、同月29日に単価9.01米ドルで2000株、同年6月4日に単価9.29米ドルで3500株売却し（売買損は323万6670円）、被控訴人小林の退職後の平成27年9月4日、単価5米ドルで6800株を売却した（売買損は401万5149円）。

キ 亡■は、被控訴人小林に勧められて、平成26年4月16日、アジア開発銀行トルコリラ建債券を446万2200円で買い付けた。

アジア開発銀行トルコリラ建債券は、被控訴人小林の退職後の平成29年4月13日に満期償還されたが、円貨換算に伴う為替の影響のため198万7200円の損失となった。

ク 亡■は、被控訴人小林に勧められて、平成26年5月19日、スプリントコープ株を単価8.9米ドルで6700株売却し、その売却金等でフィックスターズ株を単価8990円～9200円で合計700株買い付け、同月27日、その全株を単価1万0300円で売却した（売買益は74万4424円）。

被控訴人小林は、同日、亡■に対し、フィックスターズ株の売却金で日本マイクロニクス株の買い付けを勧めたが（甲51の2の200～203頁）、同日、日本マイクロニクス株がストップ高になったので注文を取り消した、控訴人の口座でクルーズ株を1800株買い付けたいと勧められたのに対し、亡■は「うん。まあ早い、早い勝負だね、こういうのはね。ちょっと置いちゃうと」と発言した（甲51の2の196～198頁）。被控訴人小林は、このような取引を継続しながら「ちょっと外国株をずっと止まっているやつを、少しずつこう数量を、また100株とか500株っていう形で」、「減らしていきますんで」とスプリントコープ株について言及した（甲51の2の1

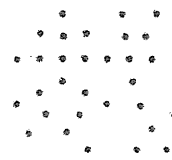


98頁)。

そして、亡[]は、被控訴人小林に勧められて、同日、フィックスターズ株の売却金等でクルーズ株を単価4225円で1800株買い付け、同月29日、その全株を単価4300円で売却し（売買益は1万2735円）、スプリントコープ株を単価9.01米ドルで2000株売却し、同日、これらの売却金等でフィックスターズ株を単価9750円～9810円で合計900株買い付け、同年6月2日、その全株を単価1万0800円で売却し（売買益は76万1788円）、同月3日、その売却金等でじげん株を単価1375円で7000株買い付けた。

ケ 亡[]は、被控訴人小林に勧められて、同月4日、スプリントコープ株を単価9.29米ドルで3500株売却し（売買損は323万6670円）、同月5日、その売却金等でCYBERDYNE株を単価7400円で500株買い付け、同日、その全株を単価7620円で売却し（売買益は4万2504円）、同月9日、その売却金等でエイチーム株を単価8100円で500株買い付け、同月10日、その全株を単価8650円で売却し（売買益は20万0672円）、同日、その売却金等でディー・エル・イー株を単価1235円及び1236円で合計3500株買い付け、同月13日、その全株を単価1144円から1147円で売却し（売買損は38万6901円）、同日、その売却金等でエイチーム株を単価7340円及び7350円で合計500株買い付けた。

コ 亡[]は、被控訴人小林に勧められて、同月16日、じげん株を単価1267円及び1268円で7000株売却し（売買損89万8346円）、同日、その売却金等で菊池製作所株を単価9650円で900株買い付けた。

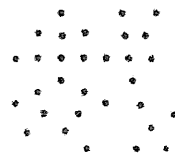


サ 亡 ■■■ は、被控訴人小林に勧められて、同年8月4日、エイチーム株を単価7500円で全株売却し（売買益は1万1200円）、同月12日、その売却金等でペプチドリーム株を単価1万円で400株買い付けた。

被控訴人小林は、同月14日、亡 ■■■ に対し、2日前に控訴人の口座で買い付けたペプチドリーム株が値上がりしており、昨日がストップ高、今5%高であり、日経全体が100円ぐらい値上がりしているので利益追求ができるのではないかと述べて売却を提案したのに対し、「まあ上がると落ちるのも速いでね」、「今日のうちの勝負か、もうちょっと見といて」と一旦売却を保留するような発言をしたものの、被控訴人小林から今話している間にも値上がりして利益が60万円くらいと言われると、直ちに売却を承諾し（甲51の1の105～107頁）、同日、ペプチドリーム株を単価1万1630円で全株売却し（売買益は57万5482円）、同月15日、その売却金等でワイヤレスゲート株を単価5100円で900株買い付けた。

シ 亡 ■■■ は、被控訴人小林に勧められて、同月26日、ワイヤレスゲート株を単価5270円で全株売却し（売買益は7万1103円）、同日、その売却金等でジーエヌアイグループ株を単価385円で1万2000株買い付け、同日、その全株を単価402円～404円で売却し（売買益は12万8170円）、同日、その売却金等でミクシイ株を単価6200円で700株買い付け、同月27日、その全株を単価6320円で売却した（売買益は6598円）。

なお、被控訴人小林は、亡 ■■■ に保有している銘柄の売却を提案する際、手数料を控除せずに売買損益額を説明していたが、ミクシイ株の売却に当たっては「売り買いの手数料差っ引いても8万ぐらいです」と虚偽の説明をした（甲51の1の74頁）。

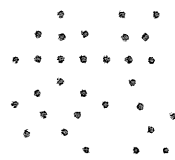


ス 亡 ■■■ は、被控訴人小林に勧められて、同月 28 日、菊池製作所株を単価 7030 円～7060 円で全株売却した（売買損は 24 万 5163 円）。

被控訴人小林は、同日、亡 ■■■ に対し、控訴人の年間損益が何とか 30 万のところまで圧縮しているが、菊池製作所の損金が 230 万ぐらいあるので、「7000 円の指し値で今 900 株でしますので、これで何とか持っている分でいくと、マイナスが大きなところは消えました」と、あたかも評価損が全て回復したかのような説明をした（甲 51 の 1 の 7～11 頁）が、本件取引 2 の損益状況は、同年 6 月 30 日付けの取引残高報告書（乙 11 の 5）では、年間の譲渡損失が 109 万 1291 円、菊池製作所株、エイチーム株及びスプリントコープ株の評価損は合計 406 万 7149 円であり、同年 9 月 30 日付けの取引残高報告書（乙 11 の 6）では、年間の譲渡損失が 236 万 1718 円、日本エンタープライズ株、エスクロー・エージェント・ジャパン株及びスプリントコープ株の評価損は合計 786 万 9272 円であった。

セ 亡 ■■■ は、被控訴人小林に勧められて、同年 8 月 29 日、菊池製作所株の売却金等で、モルフォ株を単価 6370 円から 6400 円で 1000 株買い付け、同日、その全株を単価 6700 円で売却し（売買益は 21 万 2608 円）、その売却金等でテックファームホールディングス株を単価 2397 円～2410 円で合計 2500 株買い付けた。

被控訴人小林は、同日、亡 ■■■ に対し、モルフォ株の株価が 6870 円まで上がったが、今が 6710 円になっている、今売却をすれば、売買益が「ざっくり 30 万ぐらい」と述べて手数料を控除しないで売買益を説明したのに対し、亡 ■■■ は、「うん、だから勝負してやったらいいんじゃないか」と述べて、売却を承諾し（甲 51 の 1 の 4



頁)、来週カンボジアへ行くとして、その間の取引を任せるかのような発言をした(甲51の1の5、6頁)。

ソ 被控訴人小林は、同年9月1日、亡[]に対し、今保有している銘柄の売りのタイミングをみて順次売却していきたい、「今日は30円高っていうところからスタートしていってますので」と伝えたところ、亡[]は「ああ本当? まあ、あの、ねえ、上げ幅が結構大きい、小さいが多いもんでさ」、「5日も6日もたつと、ドドーッと行っちゃうといかんもんで」と述べて、翌日からカンボジアに1週間程度旅行に行く間、携帯電話は使えるようになっているので、緊急のときには連絡してほしいという趣旨のことを伝えた(甲51の1の1~3頁)。

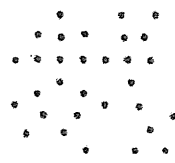
そして、亡[]は、被控訴人小林に勧められて、同日、テックファームホールディングス株を単価2525円で1100株買い付けた。

タ 被控訴人小林は、同月2日、カンボジアに向けて出発しようとしていた亡[]に対し、昨日控訴人の口座で買い付けたテックファームホールディングス株の売却と日本エンタープライズ株の売却を勧め、同日、テックファームホールディングス株を単価2530円で全株売却した(売買益は19万9652円)。

被控訴人小林は、同日、日本エンタープライズ株が回復しているが、まだ売却できない、不動産の取引管理を一括でやっているエスクロー・エージェント・ジャパン株を買い付けたいと勧め、亡[]は、同日、同株を単価2万4300円で200株、同月3日、単価1万6700円で100株を買い付けた。

その後、エスクロー・エージェント・ジャパン株は、下落し、被控訴人小林の退職後の平成27年4月8日に単価7900円で全株が売却された(売買損は424万1957円)。

また、下落傾向が続いていたスプリントコープ株は、被控訴人小林



の退職後の同年9月4日に単価5米ドルで6800株が売却され（売買損は401万5149円）、日本エンタープライズ株は、同年12月4日、単価265円～267円で全株売却された（売買損は281万4247円）。

(7) 平成26年9月4日以降の経過（甲51、乙14、23）

被控訴人小林は、平成26年9月4日以降、亡[]に対して退職の挨拶をすることも後任者への引継ぎもしないまま何の連絡もしなくなった。

同月16日、被控訴人会社の従業員である坂井が、亡[]の携帯電話に今後は自分が取引のフォローをさせていただく旨のメッセージを入れたが、折り返しがなく、被控訴人小林の上司の川井が、同月17日及び同月18日に亡[]の携帯電話に電話をかけたが、つながらず、同月24日に亡[]に電話がつながり、被控訴人小林の戻りはいつになるか分からない、当面は川井が連絡をする旨伝えたところ、亡[]は、同月29日、ここ3か月の取引明細を送ってほしいと依頼した（乙14、23）。

川井は、同日、亡[]に対し、「小林の方なんですけど」、「ちょっと当面難しい状態になっておりまして」、「それで今のままですと、ちょっとご迷惑だけかかってしまうという状況になりますので、引き続きあの、私の方で情報提供させていただけたらと思うんですが。」と述べ、亡[]宅を訪問して現状の取引の報告をさせてほしいと述べた（甲51の1の21～23頁）。

そして、川井は、同日、亡[]宅を訪問し、亡[]の取引の損失額が評価損を含めて4000万円程度である旨説明した（乙14、23）。これに対し、亡[]は、納得できない、そのような損失があるという話は今日初めて知った、被控訴人小林から今までそのような報告を受け



ていないなどと激しく抗議した（甲５１の１の１５～２０頁）。

亡■は、同年１０月２日、被控訴人小林との間で５００万円以上の損が出たら売却するという約束であった、そのため５００万円以内の損失で収まっていると思っていたなどと述べた（乙１４、２３）。」

３ 争点１（適合性原則違反）について

(1) 次のとおり原判決を補正する（控訴理由に対する判断を含む。）ほかは、原判決の「事実及び理由」の第３の２のとおりであるから、これを引用する。

(2) 原判決の補正

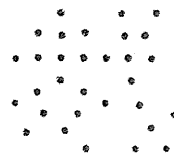
ア 原判決３６頁１９行目の「上記１で認定した事情」を「前記２で補正の上で引用した認定事実（以下「認定事実」という。）」に改める。

イ 原判決３６頁２４行目末尾に行を改めて次のとおり加える。

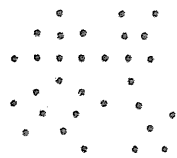
「 もっとも、新興市場株式は、株価変動が激しいため、短期間で大きな利益が得られる一方で、短期間で大きな損失を被る危険性がある。また、新興市場株式及び外国株式は、いずれも発行元の業績等の投資判断のための情報を入手することが困難であるため、予想に反して株価が下落した場合に適切な時期に売却することが困難になる。さらに、短期間の頻回売買は、株価の変動によって損益が生じるという基本的なリスクは長期保有の場合と異ならないが、株価はたとえ優良企業であっても短期間の変動性が大きい。そのため、短期間での売買の場合には損失のリスクが高くなり、また、手数料が増加するため手数料稼ぎの過当取引につながるという側面がある上、被控訴人小林自身が供述するとおり常に相場を見ていなければ的確な投資判断をすることが困難である（被控訴人小林本人１９頁）ため、投資判断を証券会社の担当者の情報に依存する傾向となる。」

ウ 原判決３６頁２５行目の「上記１」を「認定事実」に改める。

エ 原判決３７頁３行目の「取引経験」から２４行目末尾までを次のとおり改める。



「取引経験はあったものの、認定事実のとおり、亡■は、これまでの証券取引において、専ら証券会社の担当者から勧められた商品を買っていただけであり、本件各取引の商品についても、いずれも被控訴人小林が選定したものであり、亡■や控訴人が自ら選定した商品は一つもなく、本件各取引において、投資対象（商品の種類、銘柄）、売り・買いの別、そのタイミング、価格、数量等については、ソニー株式会社の無担保社債及びノムラヨーロッパファイナンス円／豪ドルステップアップ社債の売却を断ったことと、投資信託（野村高配当インフラ関連株プレミアム（通貨セレクトコース）や外国債券（ドイツ復興金融公庫ブラジルリアル建債券）の投資金額を減額したことを除いて被控訴人小林の提案に従っていること、平成26年4月8日に被控訴人小林から外国債券であるアジア開発銀行トルコリラ建債券の購入を勧められた際、既に平成24年5月21日にアジア開発銀行トルコリラ建債券を買い付けて、平成25年6月18日に売却し（乙6、44）、同年11月20日に同じく外国債券であるドイツ復興金融公庫ブラジルリアル建債券を購入しており、被控訴人小林からそれと同じような商品である旨説明を受けたにもかかわらず、投資信託と外国債券との違いを理解していないことを示す発言をしていること、被控訴人小林の話に直感的な意見を述べたり、話を合わせたりすることはあっても、取引の合理性を判断するだけの情報がほとんど提供されていなかったにもかかわらず、時間を置かずに被控訴人小林からの提案に応じていたことがほとんどであったことなどからすれば、亡■は、投資経験が長く、多種多様な証券取引の経験はあるものの、実際には証券取引に習熟していたわけではなく、どのような商品をどのようなタイミングでどれだけの数量をどのような価格で売っていかとといったことを自ら検討し、判断できるほどの知識や理解力・判断力を有しておらず、被控訴人小林は、亡■とのやり取りを通じて、亡■が実際には証券取引に習熟しておらず、

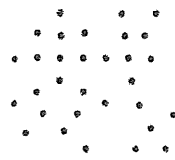


証券取引についての知識や理解力・判断力が不十分であることを認識していたと認めるのが相当である。

また、亡[]は、平成26年8月28日に「まあ、それでも戻ってきて、ねえ、今までの報告書見ると、やっぱり利益が出とらんもんな。全然」と発言し、三か月毎に郵送される取引残高報告書を読んでいるかのような発言をしたが、直近の同年6月30日付けの取引残高報告書によれば、評価損を含めれば合計2420万円程度の損失になるところ、亡[]が同年9月29日に被控訴人小林の上司の川井から評価損も含めて4000万円程度の損失であると説明されて激しく抗議したことからすれば、仮に同年8月28日時点で亡[]が取引残高報告書をよく読んでいたのであれば、被控訴人小林に対して激しく抗議するか、少なくとも評価損を含めた2000万円を超える損失はどういうことなのかと説明を求めたはずである。にもかかわらず、亡[]が同年8月28日時点で上記のような発言をしたにとどまるということは、亡[]が実際には取引残高報告書をよく読んでおらず、被控訴人小林もこれを認識していたと認められる。

さらに、認定事実(5)及び(6)の亡[]と被控訴人小林とのやり取りからすれば、亡[]が、自らがどのような商品を保有しているのか、その価格がどうなっているのか、個々の取引の損益や取引全体の損益状況等について正確に把握しておらず、被控訴人小林もこれを認識していたと認められる。

投資意向についても、お客様カード(乙2)には「投資対象・投資手法は限定せず、積極運用を考える。」欄にチェックがされているものの、認定事実(4)ないし(6)のとおり、亡[]が、被控訴人小林が担当者となる前は、短期的に売買を繰り返すことによって売買差益(キャピタルゲイン)を獲得するという取引手法を行っておらず、このような取引手法は、被控訴人小林が提案したことや、亡[]が個別の銘柄の売買を繰り返すことを嫌



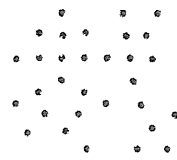
がっていたことからすれば、亡[]の投資意向としては、乗換売買等の短期的な売買を繰り返すというものではなかったと認めるのが相当である。」

オ 原判決 37 頁 25 行目の「上記 1」及び 38 頁 1 行目の「上記 1」を「認定事実」に、それぞれ改める。

カ 原判決 38 頁 5 行目の「取引経験」から 23 行目末尾までを次のとおり改める。

「 取引経験はあるものの、実際には証券取引に習熟しておらず、証券取引の知識や理解力・判断力が不十分であること、個々の取引の損益状況や取引全体の損益状況についても把握していなかったことは、前記イ認定のとおりである。また、控訴人の投資意向は、安全性と収益性のバランスに配慮した運用である（乙 4）から、控訴人が亡[]を取引代理人としていても、本件取引 2 においては、控訴人本人の投資意向を基礎にすべきである。

(3) 以上によれば、亡[]は、必ずしも証券取引について習熟していたとはいえず、知識や理解力・判断力に不十分な面があったことは否定できないが、本件各取引の対象がいずれも現物取引であること、亡[]の経歴、投資経験、被控訴人小林とのやり取り等からすれば、亡[]は株式、社債、投資信託の現物取引についてはその基本的な仕組みやリスクを認識し、新興市場株式の株価変動が激しく、外国株式や外国債券についてはカントリーリスクや為替リスクがあり、金融商品取引では、手数料が発生しうることを理解していたと認められること、控訴人が亡[]を取引代理人としていたこと、亡[]らの財産状態等を踏まえれば、亡[]が、国内株式、外国株式、外国債券、投資信託及び社債の現物取引の仕組みやリスクを理解することができず、およそこれらの取引を自己判断で行う適正を欠き、取引市場から排除されるべき者で



あったとまでいうことはできないから、取引開始段階における適合性原則違反があったとは認められない。

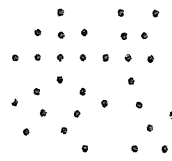
控訴人は、取引継続段階における適合性原則違反を主張するが、この主張は結局のところ過当取引の主張と同旨といえるから、過当取引の主張に対して判断するのが相当である。」

4 争点2（説明義務違反又は情報提供義務違反）について

(1) 証券取引においては、証券会社の担当者は、取引に関する専門的な知識と経験を有するのが一般的であり、一般投資家である顧客は、担当者を信頼し、その提供する情報に基づいて投資判断をすることからすれば、担当者は、顧客に対し、当該顧客の知識、経験、財産等の状況を踏まえて、証券取引によるメリットやリスク等のデメリットに関する的確な情報の提供や説明を行い、顧客が自律的な投資判断ができるように配慮すべき信義則上の義務を負うというべきである。

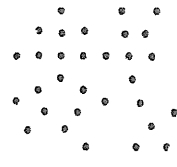
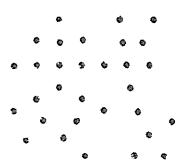
(2) 補正の上で引用した前記3(3)のとおり、亡■は、株式、社債及び投資信託の現物取引についてはその基本的な仕組みやリスクを認識し、新興市場株式の株価変動が激しく、外国株式や外国債券についてはカントリーリスクや為替のリスクがあり、金融商品取引では手数料が発生することを理解していたものと認められ、亡■が被控訴人会社での口座開設申込みに当たって作成した顧客カードの「重要事項の説明に関するご意向」欄に、「別紙の『金融商品販売法に係る重要事項のご説明』をよくお読みいただき、以後、重要事項についてあらためて説明を受ける必要はないとお考えの場合には、当該商品にチェックしてください」との説明に対し、「国内外の株式・債券・C B（転換社債もしくは転換社債型新株予約権付社債）の7商品すべて」にチェックをしているのは、そのためであるといえる。

しかしながら、亡■は、必ずしも証券取引に習熟しておらず、個々の取引の損益状況、保有している商品、その価格、取引全体の損益状況を把握



しておらず、投資対象（商品の種類、銘柄）、売り・買いの別、そのタイミング、価格、数量については、社債と仕組債の売却時期や投資信託と外国債券の数量については自ら判断したことはあったものの、それ以外は全て被控訴人小林の提案に従っており、個々の取引の損益や取引全体の損益状況についても被控訴人小林からの情報に依存していたのであり、被控訴人小林が、亡[]とのやり取りを通じてこれらについて認識していたことは、補正の上で引用した前記3で認定したとおりである。しかも、認定事実(4)ないし(6)によれば、被控訴人小林は、亡[]に対し、従前の取引とは異なり、乗換売買や日計りなどの短期的な売買を提案し、かつ、株価変動が大きく、投資判断に必要な発行元企業等の情報を得ることが困難な新興市場株式の短期・頻回売買の取引や投資判断に必要な情報を得ることが困難な外国株式の取引を提案し、その結果、取引規模が拡大するとともに、取引内容が複雑化・高度化して、個々の取引の損益状況や取引全体の損益状況について理解困難な状況になっており、このような状況が亡[]の理解力や判断力を超えていることは、被控訴人小林も亡[]とのやり取りから十分認識できていたといえることができる。

そうすると、被控訴人小林としては、亡[]に対し、自らが提案する個々の取引に関して、亡[]が自律的に判断ができるように、提案する個々の取引についてのリスクやデメリット、個々の取引の損益状況、取引全体の損益状況について情報を提供する信義則上の義務があったにもかかわらず、被控訴人小林は、認定事実(5)及び(6)のとおり、亡[]に取引を勧めるに当たり、当該取引のリスクを含めたデメリットについてはほとんど説明せず、利率が高い、利益を狙える、人気があって早く購入しないと売れ切れてしまう（ドイツ復興開発銀行ブラジルリアル建債券）などと取引を行うメリットのみを強調し、アジア開発銀行トルコリラ建債券の買い付けの勧誘の際には満期償還時には元本が保証されるかのような誤解を招く説明をし、周知



性の低い外国株式や新興市場株式についても、発行元企業の内容や業績について簡単な説明をするにとどまり、しかも、保有している商品の売却を勧めるに当たって手数料を控除しない売買損益額を告げ、中には虚偽の事実を述べて乗換売買を勧誘し、取引全体の損益についても、あたかも多額の含み損を回復することができたかのような虚偽ないし誤解を招く説明をしていたのであるから、被控訴人小林には説明義務ないし情報提供義務違反があり、その程度は社会的相当性を逸脱するものといえるから、本件各取引の勧誘行為についてはその全体として不法行為法上違法というべきである。

5 争点3（過当取引）について

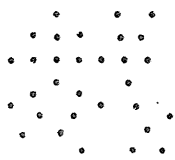
- (1) 一般に証券取引は、投資者の責任と判断により行うものであるが、その投資判断には高度の投資に関する知識、情報収集、分析能力等を必要とするため、一般投資家である顧客が証券取引をするに当たっては、証券取引の専門家である証券会社の勧誘ないし助言、指導に依拠して行うことが少なくない。他方、証券会社は、顧客の取引を媒介することによって手数料を得ており、取引頻度や取引金額が多いほど収益が増える関係にあり、顧客を過当な取引に誘う危険が内在している。

このような顧客と証券会社の利害関係、顧客保護に関する金融商品取引法の規定の趣旨等に鑑みれば、顧客の資産状況、投資意向、投資経験、証券取引の知識に照らして、銘柄数、取引回数、取引金額、手数料等において社会的相当性を著しく逸脱した過当な取引を行わせたときは、当該行為は不法行為法上違法と評価すべきである。

(2) 取引の大量性・頻回性について

ア 本件取引1について

本件取引1については、平成25年4月8日から平成26年8月28日までの約1年5か月の取引期間において、現物取引の銘柄数は48銘柄（うち、国内株式が35銘柄、外国株式が2銘柄、社債が1銘柄、投資信



託が5銘柄、外国債券が3銘柄)、取引金額の1回当たりの最高額は、米国株式のスプリントコープ株の3069万9988円であり、合計5880万円が追加資金として投入されている。また、取引回数は従前の取引と比較して多く、保有日数の短い取引が多数回行われている。さらに、価格変動の激しい新興市場株式の取引が12銘柄であり、かつ、1回の取引金額が1000万円を超える規模で短期・頻回な売買が行われている。

そして、亡[]が平成26年8月28日までに被控訴人会社に支払った手数料額は1002万2375円であり、差引損3821万9934円の約26.2%であり、売買回転率は約2回である。

イ 本件取引2について

本件取引2については、平成25年8月28日から平成26年9月3日までの約1年の取引期間において、現物取引の銘柄数は26銘柄（うち、国内株式が21銘柄、外国株式が2銘柄、投資信託が1銘柄、外国債券が2銘柄）、取引金額の1回当たりの最高額は、同一日の同一銘柄の同一取引を1回とすると、米国株のスプリントコープ株の2243万4607円であり、亡[]が合計951万円を追加資金として投入している。また、取引回数は、従前の取引と比較して多く、保有日数の短い取引が多数回行われている。さらに、価格変動の激しい新興市場株式の取引が9銘柄であり、かつ、1回の取引金額が500万円ないし1000万円規模の乗換売買も複数回行われている。

そして、控訴人が平成26年9月3日までに被控訴人会社に支払った手数料額は368万8651円であり、差引損1598万4818円の約23%であり、売買回転率は約2回である。

ウ 以上のとおり、本件各取引は、従前の取引とは異なり、乗換売買等の頻回売買が増え、取引量や取引規模が拡大しているということが出来るものの、差引損に占める手数料の割合が30%を下回り、売買回転数が約2回

であることに照らすと、客観的に過当取引であるとまで認めることはできない。

したがって、被控訴人小林の勧誘行為が過当取引として違法である旨の控訴人の主張を採用することはできない。

6 争点4（一任又は実質的一任売買）について

(1) 一任売買について

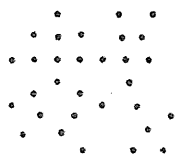
一任売買とは、金融商品取引業者が、顧客から、投資対象（商品の種類、銘柄）、売り・買いの別、価格、数量等の決定を一任され、顧客の計算で行う取引をいうところ、認定事実(5)及び(6)によれば、本件各取引は、亡[]の個別の承諾なく取引がされたものではないから一任売買とはいえない。

(2) 実質的一任売買について

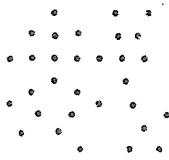
控訴人は、本件各取引は、被控訴人小林が、投資に関する知識、理解力・判断力が不十分であって、被控訴人小林の提案に盲従していた亡[]を積極的に主導して、提案された取引の合理性やリスクを検討し、理解した上で自律的に投資判断ができるような十分な情報を亡[]に提供することなく、短時間の電話で亡[]の承諾を得て行われたものであるから、実質的一任売買として違法である旨主張する。

本件各取引は、投資対象（商品の種類、銘柄）、売り・買いの別、そのタイミング、価格、数量について全て被控訴人小林が提案したものであり、亡[]は、社債と仕組債の売却をそれぞれ一度断ったこと、投資信託と外国債の投資金額をそれぞれ一度減額したことを除いて被控訴人小林の提案どおりに取引に応じている。

そして、被控訴人小林の勧誘のほとんどが電話によるものであり、企業名ですら周知性の低い新興市場株式や外国株式の企業内容をごく簡単に説明するだけで、外国債券や投資信託等についてもほとんど商品の内容を説明することなく、取引を行うメリットのみを強調し、取引による損失の発生やリス

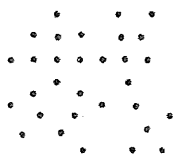


ク等のデメリットをほとんど説明せず、アジア開発銀行トルコリラ建債券についてはあたかも満期償還時に元本が保証されているかのように受け取れるような誤解を招く説明をし、手数料を含めない売買損益額（中には虚偽の売買損益額）を伝えて乗換売買を勧誘し、取引全体の損益状況についても虚偽ないし誤解を招く説明をした上で、短時間の電話で注文を取り付けており、1日のうちに複数の銘柄の乗換売買を電話で勧誘して注文を取り付けたものも複数ある。また、本件各取引では、値動きの激しい新興市場株式を1000万円程度の規模での乗換売買を繰り返したり、外国株式を2000万円を超える規模で買い付けたりという、従前の取引とは異なるリスクの高い取引が繰り返されている。さらに、被控訴人小林は、平成26年5月、亡[]に対し、平成25年12月30日に亡[]が控訴人の取引代理人として単価11.19米ドルで買い付けて、その後株価が下落していたスプリントコープ株を売却することを勧め、その結果、亡[]が控訴人の取引代理人として平成26年5月19日に単価8.9米ドルで6700株、同月29日に単価9.01米ドルで2000株、同年6月4日に単価9.29株で3500株を売却した（売買損は323万6670円）が、亡[]が平成25年12月30日に買い付けたスプリントコープ株2万6000株については、何ら売却を勧めておらず、売却のタイミングについての情報提供もしていない。そして、控訴人の取引口座において、スプリントコープ株の売却金を主な原資としてフィックスターズ株やCYBERDYNE株を買い付けているのに対し、亡[]の取引口座には乗換売買の原資となる他の銘柄が存在していたことを併せ考慮すると、被控訴人小林のスプリントコープ株の売却提案は、専ら控訴人の取引口座において新たな株式を購入するための原資を得るためと認めるのが相当である。その後、亡[]の取引口座において全く売却されなかったスプリントコープ株は、下落傾向が続き、平成27年9月4日に売却されて1530万6146円の損失が生じ、控訴人の取引口座に



において売却されなかったスプリントコープ株6800株も同日売却されて、同株の取引全体で401万5149円の損失が生じている。ほかにも、被控訴人小林は、平成26年6月16日、亡[]に対し、菊池製作所株の買い付けを勧め、同日、亡[]において単価9710円～9740円で合計1000株、控訴人において単価9650円で900株を買い付け、その日のうちに株価が下落しているにもかかわらず、同年7月23日に亡[]に菊池製作所株の買増しを提案し、その結果、亡[]は、単価8800円で1200株を買い付けている。そして、亡[]は、同年7月30日、被控訴人小林に勧められて菊池製作所株を単価8410円～8430円で合計2000株を売却して損失が生じているが、被控訴人小林がその時点で菊池製作所株全株の売却を勧めなかった理由は不明であり、同日買い付けたタカラバイオ株の乗換売買の原資を得るため、それに見合う株数の売却を勧めたものと推認される。しかも、控訴人の取引口座においては、同年8月28日、菊池製作所株を単価7030円～7060円で全株売却して246万5163円の損失を生じたところ、菊池製作所株の株価の下落傾向が続いており、亡[]が保有している菊池製作所株200株についても早期に売却する必要性があったと考えられるが、被控訴人小林から売却を勧められることなく、被控訴人小林の退職後の平成27年12月1日に全株が売却され、結局、菊池製作所株の売買で277万9903円の損失が生じている。このような取引は、含み損を抱えている商品を長期間放置する一方、当該含み損を取り戻すなどの名目で短期売買を繰り返させ、手数料稼ぎを行うといういわゆる因果玉の放置と評価せざるを得ない。ほかにも本件各取引においては、株価が下落していたため売却しながら、同じ日や数日後に買増しをする（認定事実(5)ソのエフオン株、認定事実(5)ツのCYBERDYNE株）など合理性の乏しいものが散見される。

このように本件各取引には合理性の乏しいものが散見されることに加えて、

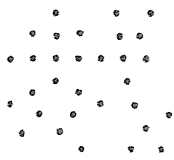


亡[]が、短時間の電話での説明だけで即時、的確に勧誘された取引の内容やリスク等を理解して投資判断ができるほど十分な投資に関する知識・理解力・判断力を有していなかったことからすれば、亡[]が、勧誘された商品の内容や取引のリスクや合理性等について理解し、自律的な判断に基づいて取引を行うことができていたとは推認し難く、被控訴人小林の提案を無批判的に従っていたと認めるのが相当である。

現に、亡[]が、被控訴人会社から、取引の度に取引報告書を送付され、3か月毎に取引残高報告書を受け取り、それらを読めば個々の取引の内容や多額の評価損を抱えていることを認識することができたにもかかわらず、平成26年9月29日に被控訴人小林の上司である川井から評価損も含めて4000万円程度の損失になっていると伝えられ、驚いて激しく抗議をしていることは、亡[]が自ら個々の取引の損益状況や取引全体の損益状況を把握しておらず、被控訴人小林の説明内容を鵜呑みにしていたことを裏付けるものといえる。

したがって、被控訴人小林の亡[]に対する勧誘は、実質的一任売買に当たるといえる。

一任売買は、手数料稼ぎのために取引の回数を多くして顧客に過大な手数料を負担させることになりやすく、相場状況からみて必ずしも適切でない取引を安易に実行したり、取引の数量を大きくしたりして顧客に過大なリスクを負担させることになりやすいため規制されているものである。本件各取引は、手数料化率はいずれも30%を下回り、売買回転率は約2回であるものの、前記認定のとおり亡[]の投資についての知識、理解力や判断力を超える過大なリスクを負担させるものであるし、合理性の乏しい取引も散見される上、被控訴人小林が、亡[]が投資経験の割には投資に習熟しておらず、被控訴人小林の提案に無批判的に従っていることを認識しながら取引を続けていたことを総合考慮すれば、被控訴人小林の本件各取引の勧誘は、社



会的相当性を逸脱するもので、一体として不法行為法上違法なものと認めるのが相当である。

7 争点5（指導・助言義務違反）について

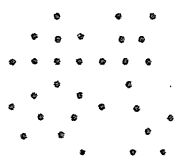
控訴人は、証券会社の従業員には、自らが勧誘して行わせた取引により顧客が不測の損害を被ることや損害拡大の防止のため、早期の損切りや取引金額の縮小など適時かつ適切な指導助言を行う義務があると主張するが、株式の現物取引には取引期間の制限がないため、自らが勧誘して取引を行わせた株式の価格が予測に反して下落した場合、その後株価が上昇する場合も十分あり得るから、必ずしも早期に損切りさせることだけが顧客にとって有益であるとはいえない。控訴人の上記主張が、自らが勧誘した取引を行わせた商品の価格が予想に反して下落した場合、顧客がその自律的な判断によって当該商品の売却をするために必要となる情報を適時・適切に提供をする義務をいうのであれば、それは、説明義務違反として既に判断したとおりである。

また、控訴人は、被控訴人小林が亡[■]に短期・頻回かつ多額・多数量の日計りや乗換売買等必要性や合理性に乏しい取引を繰り返させ、リスクの高い外国株式や新興市場株式につき多額の含み損が拡大していたにもかかわらず、被控訴人小林及びその後任者が、取引数量を減らしたりするなど適時・適切な指導・助言を行わなかったという指導・助言義務違反を主張するが、これについては、説明義務違反及び実質的一任売買としての違法性として既に判断したとおりであるし、控訴人の主張する信任義務違反についても、説明義務違反及び実質的一任売買としての違法性として既に判断したとおりである。

8 争点6（控訴人の損害）について

(1) 本件取引1について

前記のとおり、本件取引1は、説明義務ないし情報提供義務違反、実質的一任売買としてその全体が違法であるから、被控訴人小林は不法行為責任を、被控訴人会社は使用者責任を負うところ、本件取引1全体から生じた損失が

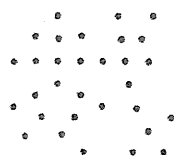


本件の不法行為と相当因果関係のある損害といえる。

ところで、本件取引1については、別紙1のとおり、被控訴人小林が担当した最終の取引時点である平成26年8月28日では売買損失の累計額は209万1662円であり、その後、被控訴人小林の勧誘によって買い付けた株式（エフオン株、菊池製作所株、スプリントコープ株及び省電舎株）やドイツ復興金融公庫ブラジルリアル建債券を売却したことや、アジア開発銀行トルコリラ建債券が償還期限を迎え、円貨換算により為替損が生じた結果、損失額が3821万9934円となった。

この点、被控訴人らは、被控訴人小林の退職後の売却等による損失は損害には含まれない旨主張する。しかしながら、前記認定のとおり、本件取引1が説明義務ないし情報提供義務違反、実質的一任売買としてその全体が違法であるといえることに加えて、被控訴人小林退職時の平成26年9月30日時点においてもエフオン株、菊池製作所株、スプリントコープ株及び省電舎株が評価損を抱えていたことなどを考慮すれば、被控訴人小林の退職後に売却したことで損失が確定したとしても、被控訴人小林の違法な勧誘行為と相当因果関係を肯定すべきである。

ところで、亡[]は、被控訴人小林の違法な勧誘によって省電舎株を買い付けたことによって新株予約権を付与され、この新株予約権の売却によって98万6056円を得ている。本件取引1における勧誘行為が全体として違法であるとして、上記のとおり被控訴人小林の退職後に損失額が確定したものも含めて損害額を算定する以上、上記の新株予約権の売却による利益も控除して損失額を算定するのが相当である。また、上記の新株予約権の付与及びその売却益は、亡[]が不法行為によって損害を被ると同時に同一の原因によって利益を受けた場合に当たり、損害と利益との間に同質性があるといえるから、公平の見地から、その利益の額を損害額から控除することによって損益相殺的な調整を図るのが相当である。



したがって、被控訴人小林の違法な勧誘と相当因果関係のある本件取引 1 の損失額相当の損害は 3 8 2 1 万 9 9 3 4 円から 9 8 万 6 0 5 6 円を控除した 3 7 2 3 万 3 8 7 8 円と認めるのが相当である。

そして、本件取引 1 は、最終的な損失が発生した平成 2 9 年 1 2 月 1 1 日をもって終了したものと認めるのが相当であるから、遅延損害金の始期は同日となる。

(2) 本件取引 2 について

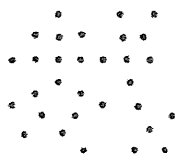
前記のとおり、本件取引 2 は、説明義務ないし情報提供義務違反、実質的一任売買としてその全体が違法であるから、被控訴人小林は不法行為責任を、被控訴人会社は使用者責任を負うところ、本件取引 2 全体から生じた損失が本件不法行為と相当因果関係のある損害といえる。

ところで、本件取引 2 については、別紙 2 のとおり、被控訴人小林が担当した最終の取引時点である平成 2 6 年 9 月 3 日では売買損失の累計額は 1 5 2 万 4 1 4 0 円であり、その後、被控訴人小林の勧誘によって買い付けた株式（エスクロー・エージェント・ジャパン株、スプリントコープ株及び日本エンタープライズ株）やドイツ復興金融公庫ブラジルリアル建債券を売却したことや、アジア開発銀行トルコリラ建債券が償還期限を迎えて円貨換算により為替損が生じた結果、損失額が 1 5 9 8 万 4 8 1 8 円となったものであるが、これらについても、前記(1)と同様の理由によって、被控訴人小林の違法な勧誘行為と相当因果関係を認めるのが相当である。

したがって、被控訴人小林の違法な勧誘と相当因果関係のある本件取引 2 の損失額相当の損害は 1 5 9 8 万 4 8 1 8 円となる。

そして、本件取引 2 は、最終的な損失が発生した平成 2 9 年 4 月 1 3 日をもって終了したものと認めるのが相当であるから、遅延損害金の始期は同日となる。

(3) 過失相殺



亡[]は、自らの理解力や判断力を超える取引であったにもかかわらず、被控訴人小林の提案に盲従して取引を継続していたのであるから、投資者として当然行うべきリスク管理を行わなかった点において落ち度があるといわざるを得ない。しかも、平成26年以降の取引については、取引残高報告書をきちんと読んでいれば、平成25年12月に買い付けたスプリントコープ株が大幅な評価損を抱えていたことや被控訴人小林の提案を鵜のみにすることが危険であることを認識できたにもかかわらず、その後も被控訴人小林の提案に安易に従って取引を継続したことで損害を拡大させたといえる。

また、被控訴人会社は、控訴人に対し、取引の都度、取引報告書を郵送し、3か月ごとに取引残高報告書を郵送していたのであるから、控訴人がそれらを読んでいたら、取引代理人である亡[]が控訴人の意向とは異なる取引を繰り返していたことを十分認識できたといえるが、亡[]にそれをやめさせようとした形跡はない。

以上によれば、本件各取引による損害の発生及び拡大は、亡[]及び控訴人にも相応の過失があるといわざるをえず、本件各取引が信用取引ではなく現物取引であることなどの本件に顕れた一切の事情を考慮すると、損害の公平な分担の見地から損失額の7割の過失相殺をするのが相当である。

(4) 損害額

ア 本件取引1

(ア) 損失額相当の損害 1117万0163円

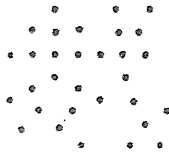
$3723万3878円 \times 0.3 = 1117万0163円$

(イ) 弁護士費用 110万円

本件事案の内容、認容額等を考慮すると、本件不法行為と相当因果関係のある弁護士費用を110万円と認める。

(ウ) 合計 1227万0163円

控訴人は、亡[]の被控訴人らに対する1227万0163円及びこ



れに対する遅延損害金の損害賠償請求権を相続により取得した。

イ 本件取引2

(ア) 損失額相当の損害 479万5445円

1598万4818円 $\times 0.3$ = 479万5445円

(イ) 弁護士費用 48万円

本件事案の内容、認容額等を考慮すると、本件不法行為と相当因果関係のある弁護士費用を48万円と認める。

(ウ) 合計 527万5445円

9 小括

以上によれば、控訴人の請求は、被控訴人小林に対して不法行為に基づき、被控訴人会社に対して使用者責任に基づき、1754万5608円及びうち527万5445円に対する平成29年4月13日から、うち1227万0163円に対する同年12月11日から、各支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の連帯支払を求める限度で理由があるが、その余の請求はいずれも理由がない。

なお、控訴人の被控訴人会社の債務不履行に基づく損害賠償額が上記認容額を超えることはないので、判断の必要がない。

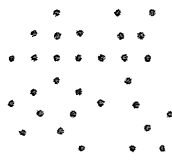
第4 結論

よって、これと異なる原判決を変更すべきであるから、主文のとおり判決する。

名古屋高等裁判所民事第3部

裁判長裁判官

土 田 昭 彦



裁判官 山 本 万 起 子

裁判官 西 野 光 子

取引一覧表

	約定日	銘柄	約定価格	取引				取引損益				
				数量	売	買	数量	受渡金額	手数料	手数料累計	売買損益	損益累計
1	2013/4/8	DIAM米国住宅関連株ファンド1209	11,446	200	決済			2,289,200	0	0	289,200	289,200
2	2013/5/31	野村高配当インフラ関連株プレミアム(通貨セレクト)毎月	12,859			新規	7,463,201	10,000,000	403,070	403,070		289,200
3	2013/5/31	野村グローバルREITプレミアム(円コース)毎月	10,790	7,500,000	決済			8,092,500	0	403,070	265,778	554,978
4	2013/6/7	野村不動産マスターファンド投資法人 投資証券	100,000			新規	15	1,500,000	0	403,070		554,978
5	2013/6/17	第29回 ソニー株式会社 無担保社債	100			新規	10,000	10,000,000	0	403,070		554,978
6	2013/6/18	アジア開発銀行トルコリラ建債券	99.97	60,000	決済			2,928,295	0	403,070	210,895	765,873
7	2013/6/19	野村日本高配当株プレミアム(通貨セレクトコース)毎月分配型	13,456			新規	4,300,919	6,000,000	212,683	615,753		765,873
8	2013/6/27	野村高配当インフラ関連株プレミアム(円コース)毎月	10,383	18,420,210	決済			19,125,704	0	615,753	125,704	891,577
9	2013/6/28	野村日本高配当株プレミアム(通貨セレクトコース)毎月分配型	13,644			新規	13,078,442	18,500,000	655,774	1,271,527		891,577
10	2013/7/19	ノムラヨーロッパファイナンス 円/豪ドル ステップアップ社債	100			新規	10,000	10,000,000	0	1,271,527		891,577
11	2013/7/25	大和ハウス工業	1,791			新規	5,000	8,955,000	0	1,271,527		891,577
12	2013/8/2	クルーズ	380,000			新規	15	5,749,308	49,308	1,320,835		891,577
13	2013/8/5	クルーズ	420,000	15	決済			6,246,660	53,340	1,374,175	497,352	1,388,929
14	2013/8/6	シュッピン	950			新規	8,000	7,662,076	62,076	1,436,251		1,388,929
15	2013/8/27	大和ハウス工業	1,769	2,000	決済			3,509,823	28,177	1,464,428	-183,421	1,205,508
16	2013/8/27	大和ハウス工業	1,768	3,000	決済			5,261,756	42,244	1,506,672		1,205,508
17	2013/8/27	シュッピン	1,065	8,000	決済			8,451,742	68,258	1,574,930	789,666	1,995,174
18	2013/8/27	野村不動産マスターファンド投資法人 投資証券	92,600	11	決済			1,007,671	10,929	1,585,859		1,868,877
19	2013/8/27	野村不動産マスターファンド投資法人 投資証券	92,500	4	決済			366,032	3,968	1,589,827	-126,297	1,868,877
20	2013/8/27	DIAM新興企画日本株ファンド	9,650			新規	18,083,229	18,000,000	549,684	2,139,511		1,868,877
21	2013/11/20	ドイツ復興金融公庫 ブラジルリアル建債券(円貨決済型)	100			新規	100,000	4,604,000	0	2,139,511		1,868,877
22	2013/11/27	野村日本高配当株プレミアム(通貨セレクトコース)毎月分配型	14,579	17,379,361	決済			25,337,370	0	2,139,511	837,370	2,706,247
23	2013/11/29	イーベイ インク	51.35			新規	5,100	26,853,687	0	2,139,511		2,706,247
24	2013/12/18	ミクシィ	5,600			新規	2,500	14,095,041	95,041	2,234,552		2,706,247
25	2013/12/18	じげん	1,844			新規	100	185,675	1,275	2,235,827		2,706,247
26	2013/12/18	じげん	1,845			新規	500	928,882	6,382	2,242,209		2,706,247
27	2013/12/18	じげん	1,846			新規	100	185,876	1,276	2,243,485		2,706,247
28	2013/12/18	じげん	1,847			新規	700	1,301,846	8,946	2,252,431		2,706,247
29	2013/12/18	じげん	1,848			新規	1,100	2,046,865	14,065	2,266,496		2,706,247
30	2013/12/18	じげん	1,849			新規	1,400	2,606,511	17,911	2,284,407		2,706,247
31	2013/12/18	じげん	1,850			新規	3,100	5,774,692	39,692	2,324,099		2,706,247
32	2013/12/18	じげん	1,940	7,000	決済			13,487,137	92,863	2,416,962	456,790	3,163,037
33	2013/12/18	エナリス	1,619			新規	1,900	3,097,118	21,018	2,437,980		3,163,037
34	2013/12/18	エナリス	1,620			新規	1,300	2,120,390	14,390	2,452,370		3,163,037
35	2013/12/18	エナリス	1,621			新規	600	979,245	6,645	2,459,015		3,163,037
36	2013/12/18	エナリス	1,622			新規	1,300	2,123,008	14,408	2,473,423		3,163,037
37	2013/12/18	エナリス	1,623			新規	1,100	1,797,498	12,198	2,485,621		3,163,037
38	2013/12/18	エナリス	1,624			新規	2,200	3,597,218	24,418	2,510,039		3,163,037
39	2013/12/18	イーベイ インク	53	5,100	決済			27,478,095	183,443	2,693,482	624,408	3,787,445
40	2013/12/24	ミクシィ	5,700	2,500	決済			14,153,662	96,338	2,789,820	58,621	3,846,066
41	2013/12/24	ホットリンク	14,280			新規	100	1,437,637	9,637	2,799,457		3,846,066
42	2013/12/24	ホットリンク	14,340			新規	300	4,331,035	29,035	2,828,492		3,846,066
43	2013/12/24	ホットリンク	14,350			新規	100	1,444,685	9,685	2,838,177		3,846,066
44	2013/12/24	ホットリンク	14,360			新規	200	2,891,383	19,383	2,857,560		3,846,066
45	2013/12/24	ホットリンク	14,380			新規	300	4,343,121	29,121	2,886,681		3,846,066
46	2013/12/25	ホットリンク	13,400	1,000	決済			13,308,071	91,929	2,978,610	-1,139,790	2,706,276
47	2013/12/25	エイチーム	6,750			新規	1,700	11,556,944	81,944	3,060,554		2,706,276
48	2013/12/25	エイチーム	7,340	1,700	決済			12,390,855	87,145	3,147,699	833,911	3,540,187
49	2013/12/26	エナリス	1,707	8,400	決済			14,242,003	96,797	3,244,496	527,526	4,067,713
50	2013/12/26	アーキテクト・スタジオ・ジャパン	5,100			新規	2,700	13,863,847	93,847	3,338,343		4,067,713
51	2013/12/26	アーキテクト・スタジオ・ジャパン	5,380	2,700	決済			14,428,231	97,769	3,436,112	564,384	4,632,097
52	2013/12/27	システム情報	2,650			新規	5,500	14,673,023	98,023	3,534,135		4,632,097
53	2013/12/27	システム情報	2,790	5,500	決済			15,242,982	102,018	3,636,153	569,959	5,202,056
54	2013/12/27	バイキューブ	5,900			新規	3,000	17,814,233	114,233	3,750,386		5,202,056
55	2013/12/27	バイキューブ	6,190	3,000	決済			18,451,255	118,745	3,869,131	637,022	5,839,078
56	2013/12/27	ヒューマン・メタボローム・テクノロジーーズ	4,030			新規	100	405,742	2,742	3,871,873		5,839,078
57	2013/12/27	ヒューマン・メタボローム・テクノロジーーズ	4,035			新規	200	812,491	5,491	3,877,364		5,839,078
58	2013/12/27	ヒューマン・メタボローム・テクノロジーーズ	4,045			新規	500	2,036,264	13,764	3,891,128		5,839,078
59	2013/12/27	ヒューマン・メタボローム・テクノロジーーズ	4,050			新規	100	407,756	2,756	3,893,884		5,839,078
60	2013/12/27	ヒューマン・メタボローム・テクノロジーーズ	4,060			新規	400	1,635,052	11,052	3,904,936		5,839,078
61	2013/12/27	ヒューマン・メタボローム・テクノロジーーズ	4,070			新規	100	409,769	2,769	3,907,705		5,839,078
62	2013/12/27	ヒューマン・メタボローム・テクノロジーーズ	4,075			新規	100	410,273	2,773	3,910,478		5,839,078
63	2013/12/27	ヒューマン・メタボローム・テクノロジーーズ	4,085			新規	600	2,467,680	16,680	3,927,158		5,839,078
64	2013/12/27	ヒューマン・メタボローム・テクノロジーーズ	4,090			新規	200	823,566	5,566	3,932,724		5,839,078
65	2013/12/27	ヒューマン・メタボローム・テクノロジーーズ	4,095			新規	500	2,061,434	13,934	3,946,658		5,839,078
66	2013/12/27	ヒューマン・メタボローム・テクノロジーーズ	4,100			新規	600	2,476,749	16,749	3,963,407		5,839,078
67	2013/12/27	ヒューマン・メタボローム・テクノロジーーズ	4,520	3,400	決済			15,265,864	102,136	4,065,543	1,319,088	7,158,166
68	2013/12/30	スプリントコープ	11.19			新規	26,000	30,699,988	0	4,065,543		7,158,166
69	2014/1/17	DIAM新興企画日本株ファンド	11,391	18,083,229	決済			20,598,606	0	4,065,543	2,598,606	9,756,772
70	2014/1/20	省電舎	3,500			新規	5,700	20,075,904	125,904	4,191,447		9,756,772
71	2014/1/20	省電舎	3,650	5,700	決済			20,674,662	130,338	4,321,785	598,758	10,355,530
72	2014/1/20	クルーズ	5,700			新規	3,500	20,075,904	125,904	4,447,689		10,355,530
73	2014/1/20	野村高配当インフラ関連株プレミアム(通貨セレクト)毎月	12,078	7,463,201	決済			9,014,054	0	4,447,689	-985,946	9,369,584
74	2014/1/21	省電舎	4,050			新規	2,800	11,421,243	81,243	4,528,932		9,369,584
75	2014/1/21	ミクシィ	7,080			新規	2,500	17,814,233	114,233	4,643,165		9,369,584
76	2014/1/21	ミクシィ	6,600	2,500	決済			16,391,991	108,009	4,751,174	-1,422,242	7,947,342
77	2014/1/21	クルーズ	5,430	500	決済			2,697,710	17,290	4,768,464		6,725,592
78	2014/1/21	クルーズ	5,420	3,000	決済			16,156,444	103,556	4,872,020	-1,221,750	6,725,592
79	2014/1/22	コロブラ	3,800			新規	1,000	3,833,156	33,156	4,905,176		6,725,592
80	2014/1/22	コロブラ	3,995	1,000	決済			3,960,347	34,653	4,939,829	127,191	6,852,783
81	2014/1/22	シグマクシス	8,000			新規	700	5,646,204	46,204	4,986,033		6,852,783
82	2014/1/22	スリー・ディー・マトリックス	5,250			新規	1,000	5,293,969	43,969	5,030,002		6,852,783
83	2014/1/22	スリー・ディー・マトリックス	5,700	1,000	決済			5,653,158	46,842	5,076,844	359,189	7,211,972
84	2014/1/23	カイオム・バイオサイエンス	4,500			新規	2,500	11,330,777	80,777	5,157,621		7,211,972

	約定日	銘柄	約定価格	取引				取引損益				
				数量	売	買	数量	受渡金額	手数料	手数料累計	売買損益	損益累計
85	2014/1/23	シグマックス	7,550	300	決済			2,246,362	18,638	5,176,259		7,184,150
86	2014/1/23	シグマックス	8,500	400	決済			3,372,020	27,980	5,204,239	-27,822	7,184,150
87	2014/1/24	三菱自動車工業	1,120			新規	11,000	12,320,000	0	5,204,239		7,184,150
88	2014/1/30	コロプラ	4,070			新規	4,000	16,386,867	106,867	5,311,106		7,184,150
89	2014/1/30	三菱自動車工業	1,130	11,000	決済			12,343,102	86,898	5,398,004	23,102	7,207,252
90	2014/2/21	カイオム・バイオサイエンス	4,770	2,500	決済			11,840,722	84,278	5,482,282	509,945	7,717,197
91	2014/2/24	クルーズ	6,290			新規	600	3,801,041	27,041	5,509,323		7,717,197
92	2014/2/24	クルーズ	6,300			新規	1,200	7,614,171	54,171	5,563,494		7,717,197
93	2014/2/24	クルーズ	6,410	1,800	決済			11,455,730	82,270	5,645,764	40,518	7,757,715
94	2014/2/24	エイチーム	7,200			新規	1,500	10,878,443	78,443	5,724,207		7,757,715
95	2014/2/25	エイチーム	7,600	1,500	決済			11,318,445	81,555	5,805,762	440,002	8,197,717
96	2014/2/25	コロプラ	2,923	200	決済			577,274	7,326	5,813,088		8,197,717
97	2014/2/25	日本マイクロニクス	12,500			新規	900	11,330,777	80,777	5,893,865		8,197,717
98	2014/2/25	日本マイクロニクス	13,250	900	決済			11,840,722	84,278	5,978,143	509,945	8,707,662
99	2014/2/25	エフオン	1,288			新規	300	389,145	2,745	5,980,888		8,707,662
100	2014/2/25	エフオン	1,289			新規	700	908,713	6,413	5,987,301		8,707,662
101	2014/2/25	エフオン	1,290			新規	500	649,584	4,584	5,991,885		8,707,662
102	2014/2/25	エフオン	1,291			新規	300	390,053	2,753	5,994,638		8,707,662
103	2014/2/25	エフオン	1,292			新規	300	390,355	2,755	5,997,393		8,707,662
104	2014/2/25	エフオン	1,293			新規	100	130,218	918	5,998,311		8,707,662
105	2014/2/25	エフオン	1,294			新規	400	521,279	3,679	6,001,990		8,707,662
106	2014/2/25	エフオン	1,295			新規	1,200	1,565,045	11,045	6,013,035		8,707,662
107	2014/2/25	エフオン	1,296			新規	100	130,520	920	6,013,955		8,707,662
108	2014/2/25	エフオン	1,298			新規	200	261,444	1,844	6,015,799		8,707,662
109	2014/2/25	エフオン	1,299			新規	100	130,822	922	6,016,721		8,707,662
110	2014/2/25	エフオン	1,300			新規	4,800	6,284,369	44,369	6,061,090		8,707,662
111	2014/2/26	フルスピード	1,320			新規	9,000	11,964,045	84,045	6,145,135		8,707,662
112	2014/2/26	コロプラ	2,906	300	決済			861,849	9,951	6,155,086		8,707,662
113	2014/2/26	フリービット	1,520			新規	8,000	12,245,497	85,497	6,240,583		8,707,662
114	2014/2/26	フリービット	1,386	200	決済			275,199	2,001	6,242,584		7,403,378
115	2014/2/26	フリービット	1,385	100	決済			137,501	999	6,243,583		7,403,378
116	2014/2/26	フリービット	1,382	200	決済			274,404	1,996	6,245,579		7,403,378
117	2014/2/26	フリービット	1,381	200	決済			274,207	1,993	6,247,572		7,403,378
118	2014/2/26	フリービット	1,380	2,400	決済			3,288,072	23,928	6,271,500		7,403,378
119	2014/2/26	フリービット	1,379	100	決済			136,905	995	6,272,495		7,403,378
120	2014/2/26	フリービット	1,378	200	決済			273,611	1,989	6,274,484	-1,304,284	7,403,378
121	2014/2/26	フリービット	1,377	1,700	決済			2,323,996	16,904	6,291,388		7,403,378
122	2014/2/26	フリービット	1,376	300	決済			409,820	2,980	6,294,368		7,403,378
123	2014/2/26	フリービット	1,375	1,900	決済			2,593,634	18,866	6,313,234		7,403,378
124	2014/2/26	フリービット	1,373	400	決済			545,235	3,965	6,317,199		7,403,378
125	2014/2/26	フリービット	1,372	300	決済			408,629	2,971	6,320,170		7,403,378
126	2014/2/26	エフオン	1,204	800	決済			956,496	6,704	6,326,874		7,403,378
127	2014/2/26	エフオン	1,203	1,700	決済			2,030,865	14,235	6,341,109		7,403,378
128	2014/2/26	エフオン	1,201	2,700	決済			3,220,119	22,581	6,363,690		7,403,378
129	2014/2/26	エフオン	1,237			新規	400	499,565	4,765	6,368,455		7,403,378
130	2014/2/26	エフオン	1,239			新規	500	625,467	5,967	6,374,422		7,403,378
131	2014/2/26	エフオン	1,240			新規	600	751,168	7,168	6,381,590		7,403,378
132	2014/2/26	エフオン	1,210	200	決済			240,316	1,684	6,383,274		6,325,157
133	2014/2/26	エフオン	1,209	200	決済			240,117	1,683	6,384,957		6,325,157
134	2014/2/26	エフオン	1,208	500	決済			599,796	4,204	6,389,161		6,325,157
135	2014/2/26	エフオン	1,207	100	決済			119,860	840	6,390,001	-1,078,221	6,325,157
136	2014/2/26	エフオン	1,206	1,300	決済			1,556,887	10,913	6,400,914		6,325,157
137	2014/2/26	エフオン	1,205	1,400	決済			1,675,257	11,743	6,412,657		6,325,157
138	2014/2/26	エフオン	1,202	1,600	決済			1,909,813	13,387	6,426,044		6,325,157
139	2014/3/18	みんなのウェディング	2,800			新規	500	1,400,000	0	6,426,044		6,325,157
140	2014/3/20	第41回 ソフトバンク株式会社 無担保社債	100.35	10,000	決済			10,039,492	0	6,426,044	39,492	6,364,649
141	2014/3/25	みんなのウェディング	3,450			新規	2,800	9,732,122	72,122	6,498,166		6,364,649
142	2014/4/1	省電舎 第4回新株予約権(新株予約権)				新規	2,800			6,498,166		6,364,649
143	2014/4/2	省電舎 第4回新株予約権(新株予約権)	325	200	決済			64,262	738	6,498,904		6,364,649
144	2014/4/2	省電舎 第4回新株予約権(新株予約権)	322	500	決済			159,170	1,830	6,500,734		6,364,649
145	2014/4/2	省電舎 第4回新株予約権(新株予約権)	320	300	決済			94,909	1,091	6,501,825		6,364,649
146	2014/4/2	省電舎 第4回新株予約権(新株予約権)	440	100	決済			43,500	500	6,502,325		6,364,649
147	2014/4/2	省電舎 第4回新株予約権(新株予約権)	433	100	決済			42,808	492	6,502,817		6,364,649
148	2014/4/2	省電舎 第4回新株予約権(新株予約権)	431	100	決済			42,611	489	6,503,306		6,364,649
149	2014/4/2	省電舎 第4回新株予約権(新株予約権)	430	500	決済			212,555	2,445	6,505,751		6,364,649
150	2014/4/2	省電舎 第4回新株予約権(新株予約権)	330	1,000	決済			326,241	3,759	6,509,510		6,364,649
151	2014/4/3	みんなのウェディング	2,907	300	決済			865,259	6,841	6,516,351		6,364,649
152	2014/4/3	みんなのウェディング	2,904	100	決済			288,123	2,277	6,518,628		6,364,649
153	2014/4/3	みんなのウェディング	2,900	100	決済			287,726	2,274	6,520,902		6,364,649
154	2014/4/3	みんなのウェディング	2,900	900	決済			2,589,510	20,490	6,541,392		6,364,649
155	2014/4/3	みんなのウェディング	2,903	200	決済			576,046	4,554	6,545,946		6,364,649
156	2014/4/3	みんなのウェディング	2,896	100	決済			287,329	2,271	6,548,217		6,364,649
157	2014/4/3	みんなのウェディング	2,895	100	決済			287,229	2,271	6,550,488		6,364,649
158	2014/4/3	みんなのウェディング	2,892	100	決済			286,932	2,268	6,552,756		6,364,649
159	2014/4/3	みんなのウェディング	2,891	100	決済			286,833	2,267	6,555,023		6,364,649
160	2014/4/3	みんなのウェディング	2,890	300	決済			860,199	6,801	6,561,824		6,364,649
161	2014/4/3	みんなのウェディング	2,900	400	決済			1,150,900	9,100	6,570,924		6,364,649
162	2014/4/3	みんなのウェディング	2,886	100	決済			286,337	2,263	6,573,187		6,364,649
163	2014/4/3	みんなのウェディング	2,885	100	決済			286,238	2,262	6,575,449		6,364,649
164	2014/4/3	ディー・エル・イー	2,628			新規	100	264,831	2,031	6,577,480		6,364,649
165	2014/4/3	ディー・エル・イー	2,630			新規	600	1,590,199	12,199	6,589,679		6,364,649
166	2014/4/3	ディー・エル・イー	2,832	200	決済			562,066	4,334	6,594,013		6,364,649
167	2014/4/3	ディー・エル・イー	2,633			新規	100	265,334	2,034	6,596,047		6,364,649
168	2014/4/3	ディー・エル・イー	2,635			新規	100	265,536	2,036	6,598,083		6,364,649
169	2014/4/3	ディー・エル・イー	2,636			新規	100	265,636	2,036	6,600,119		6,364,649
170	2014/4/3	ディー・エル・イー	2,638			新規	600	1,595,036	12,236	6,612,355		6,364,649



60

	約定日	銘柄	約定価格	取引				取引損益					
				数量	売	買	数量	受渡金額	手数料	手数料累計	売買損益	損益累計	
171	2014/4/3	ディー・エル・イー	2,639			新規	500	1,329,700	10,200	6,622,555		6,364,649	
172	2014/4/3	ディー・エル・イー	2,640			新規	1,400	3,724,583	28,583	6,651,138		6,364,649	
173	2014/4/3	ディー・エル・イー	2,823	600	決済			1,680,839	12,961	6,664,099	524,678	6,889,327	
174	2014/4/3	ディー・エル・イー	2,834	400	決済			1,124,926	8,674	6,672,773		6,889,327	
175	2014/4/3	ディー・エル・イー	2,833	200	決済			562,265	4,335	6,677,108		6,889,327	
176	2014/4/3	ディー・エル・イー	2,831	900	決済			2,528,395	19,505	6,696,613		6,889,327	
177	2014/4/3	ディー・エル・イー	2,830	300	決済			842,504	6,496	6,703,109		6,889,327	
178	2014/4/3	ディー・エル・イー	2,829	200	決済			561,472	4,328	6,707,437		6,889,327	
179	2014/4/3	ディー・エル・イー	2,828	100	決済			280,637	2,163	6,709,600		6,889,327	
180	2014/4/3	ディー・エル・イー	2,827	200	決済			561,074	4,326	6,713,926		6,889,327	
181	2014/4/3	ディー・エル・イー	2,826	100	決済			280,438	2,162	6,716,088		6,889,327	
182	2014/4/3	ディー・エル・イー	2,825	200	決済			560,677	4,323	6,720,411		6,889,327	
183	2014/4/3	ディー・エル・イー	2,824	100	決済			280,240	2,160	6,722,571	6,889,327		
184	2014/4/4	CYBERDYNE	7,670			新規	1,100	8,501,497	64,497	6,787,068		6,889,327	
185	2014/4/4	CYBERDYNE	7,680			新規	200	1,547,741	11,741	6,798,809		6,889,327	
186	2014/4/7	みんなのウェディング	2,896	100	決済			286,434	3,166	6,801,975	-1,648,025	5,241,302	
187	2014/4/7	みんなのウェディング	2,895	300	決済			859,002	9,498	6,811,473		5,241,302	
188	2014/4/7	ディー・エル・イー	3,395			新規	500	1,710,395	12,895	6,824,368		5,241,302	
189	2014/4/7	ディー・エル・イー	3,400			新規	2,500	8,564,574	64,574	6,888,942		5,241,302	
190	2014/4/7	CYBERDYNE	7,860	500	決済			3,900,173	29,827	6,918,769	102,126	5,343,428	
191	2014/4/7	CYBERDYNE	7,880	300	決済			2,346,059	17,941	6,936,710		5,343,428	
192	2014/4/7	CYBERDYNE	7,870	500	決済			3,905,132	29,868	6,966,578		5,343,428	
193	2014/4/9	ディー・エル・イー	3,630	3,000	決済			10,808,836	81,164	7,047,742	533,867	5,877,295	
194	2014/4/9	CYBERDYNE	8,100			新規	1,400	11,423,565	83,565	7,131,307		5,877,295	
195	2014/4/15	コロプラ	2,550	200	決済			503,803	6,197	7,137,504		5,877,295	
196	2014/4/15	コロプラ	2,549	100	決済			251,804	3,096	7,140,600		5,877,295	
197	2014/4/16	アジア開発銀行 トルコリラ建債券	100			新規	90,000	4,462,200	0	7,140,600		5,877,295	
198	2014/4/18	CYBERDYNE	7,000			新規	200	1,414,651	14,651	7,155,251		5,877,295	
199	2014/4/25	フルスピード	950	700	決済			659,798	5,202	7,160,453	-3,484,118	2,393,177	
200	2014/4/25	フルスピード	939	1,200	決済			1,117,985	8,815	7,169,268		2,393,177	
201	2014/4/25	フルスピード	953	1,400	決済			1,323,761	10,439	7,179,707		2,393,177	
202	2014/4/25	フルスピード	952	2,200	決済			2,077,999	16,401	7,196,108		2,393,177	
203	2014/4/25	フルスピード	951	200	決済			188,713	1,487	7,197,595		2,393,177	
204	2014/4/25	フルスピード	954	500	決済			473,269	3,731	7,201,326		2,393,177	
205	2014/4/25	フルスピード	953	600	決済			567,327	4,473	7,205,799		2,393,177	
206	2014/4/25	フルスピード	952	200	決済			188,911	1,489	7,207,288		2,393,177	
207	2014/4/25	フルスピード	951	200	決済			188,713	1,487	7,208,775		2,393,177	
208	2014/4/25	フルスピード	940	800	決済			746,117	5,883	7,214,658		2,393,177	
209	2014/4/25	フルスピード	954	600	決済			567,923	4,477	7,219,135	2,393,177		
210	2014/4/25	フルスピード	955	100	決済			94,754	746	7,219,881	2,393,177		
211	2014/4/25	フルスピード	956	200	決済			189,705	1,495	7,221,376	2,393,177		
212	2014/4/25	フルスピード	957	100	決済			94,952	748	7,222,124	2,393,177		
213	2014/4/25	フィクスターズ	11,300			新規	900	10,236,706	66,706	7,288,830		2,393,177	
214	2014/4/25	フィクスターズ	9,640			新規	900	8,732,905	56,905	7,345,735		2,393,177	
215	2014/4/25	CYBERDYNE	6,700	200	決済			1,329,973	10,027	7,355,762	-2,186,536	206,641	
216	2014/4/25	CYBERDYNE	6,710	600	決済			3,995,864	30,136	7,385,898		206,641	
217	2014/4/25	CYBERDYNE	6,710	600	決済			3,995,870	30,130	7,416,028		206,641	
218	2014/4/25	CYBERDYNE	6,700	200	決済			1,329,973	10,027	7,426,055		206,641	
219	2014/5/29	フィクスターズ	9,900			新規	100	1,001,279	11,279	7,437,334		206,641	
220	2014/6/2	フィクスターズ	10,800	900	決済			9,645,423	74,577	7,511,911		206,641	
221	2014/6/3	じげん	1,375			新規	7,000	9,698,954	73,954	7,585,865		206,641	
222	2014/6/3	フィクスターズ	13,550	1,000	決済			13,454,644	95,356	7,681,221	3,129,177	3,335,818	
223	2014/6/4	日本マイクロニクス	6,490			新規	2,000	13,072,315	92,315	7,773,536		3,335,818	
224	2014/6/4	日本マイクロニクス	6,720	500	決済			3,336,301	23,699	7,797,235	255,013	3,590,831	
225	2014/6/4	日本マイクロニクス	6,710	1,200	決済			7,995,204	56,796	7,854,031		3,590,831	
226	2014/6/4	日本マイクロニクス	6,700	300	決済			1,995,823	14,177	7,868,208		3,590,831	
227	2014/6/5	ネオス	1,150			新規	10,000	11,584,419	84,419	7,952,627		2,746,717	
228	2014/6/9	ネオス	1,081	300	決済			321,879	2,421	7,955,048		2,746,717	
229	2014/6/9	ネオス	1,080	2,900	決済			3,108,605	23,395	7,978,443		2,746,717	
230	2014/6/9	ネオス	1,081	1,200	決済			1,287,515	9,685	7,988,128		2,746,717	
231	2014/6/9	ネオス	1,082	100	決済			107,393	807	7,988,935		2,746,717	
232	2014/6/9	ネオス	1,082	1,300	決済			1,396,099	10,501	7,999,436	-844,114	2,746,717	
233	2014/6/9	ネオス	1,083	400	決済			429,967	3,233	8,002,669		2,746,717	
234	2014/6/9	ネオス	1,083	1,400	決済			1,504,880	11,320	8,013,989		2,746,717	
235	2014/6/9	ネオス	1,084	200	決済			215,183	1,617	8,015,606		2,746,717	
236	2014/6/9	ネオス	1,084	700	決済			753,136	5,664	8,021,270		2,746,717	
237	2014/6/9	ネオス	1,085	1,200	決済			1,292,280	9,720	8,030,990		2,746,717	
238	2014/6/9	ネオス	1,086	300	決済			323,368	2,432	8,033,422		2,746,717	
239	2014/6/9	エイチーム	8,140			新規	1,200	9,842,892	74,892	8,108,314			2,746,717
240	2014/6/10	エイチーム	8,660	600	決済			5,156,740	39,260	8,147,574		464,634	3,211,351
241	2014/6/10	エイチーム	8,650	600	決済			5,150,786	39,214	8,186,788			3,211,351
242	2014/6/10	ディー・エル・イー	1,250			新規	10,000	12,589,754	89,754	8,276,542		3,211,351	



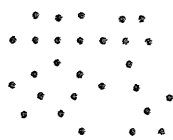
61

	約定日	銘柄	約定価格	取引				取引損益				
				数量	売	買	数量	受渡金額	手数料	手数料累計	売買損益	損益累計
257	2014/7/30	菊池製作所	8,420	400	決済			3,345,417	22,583	8,770,647		-2,233,752
258	2014/7/30	菊池製作所	8,410	1,400	決済			11,695,045	78,955	8,849,602		-2,233,752
259	2014/7/30	菊池製作所	8,430	200	決済			1,674,695	11,305	8,860,907		-2,233,752
260	2014/7/30	タカラバイオ	1,676			新規	400	674,897	4,497	8,865,404		-2,233,752
261	2014/7/30	タカラバイオ	1,677			新規	200	337,649	2,249	8,867,653		-2,233,752
262	2014/7/30	タカラバイオ	1,678			新規	100	168,925	1,125	8,868,778		-2,233,752
263	2014/7/30	タカラバイオ	1,679			新規	1,100	1,859,288	12,388	8,881,166		-2,233,752
264	2014/7/30	タカラバイオ	1,680			新規	6,100	10,316,750	68,750	8,949,916		-2,233,752
265	2014/7/30	タカラバイオ	1,681			新規	1,800	3,046,096	20,296	8,970,212		-2,233,752
266	2014/7/30	タカラバイオ	1,682			新規	300	507,984	3,384	8,973,596		-2,233,752
267	2014/8/25	タカラバイオ	1,523	10,000	決済			15,125,681	104,319	9,077,915	-1,785,908	-4,019,660
268	2014/8/25	インターアクション	720			新規	10,000	7,249,676	49,676	9,127,591		-4,019,660
269	2014/8/25	インターアクション	754			新規	3,800	2,884,967	19,767	9,147,358		-4,019,660
270	2014/8/25	インターアクション	755			新規	6,200	4,713,295	32,295	9,179,653		-4,019,660
271	2014/8/26	ミクシィ	6,200			新規	2,500	15,605,760	105,760	9,285,413		-4,019,660
272	2014/8/26	ジーエヌアイグループ	380			新規	45,000	17,214,296	114,296	9,399,709		-4,019,660
273	2014/8/26	ジーエヌアイグループ	405	4,000	決済			1,609,297	10,703	9,410,412		-3,229,713
274	2014/8/26	ジーエヌアイグループ	404	8,000	決済			3,210,645	21,355	9,431,767		-3,229,713
275	2014/8/26	ジーエヌアイグループ	403	16,000	決済			6,405,390	42,610	9,474,377	789,947	-3,229,713
276	2014/8/26	ジーエヌアイグループ	402	7,000	決済			2,795,407	18,593	9,492,970		-3,229,713
277	2014/8/26	ジーエヌアイグループ	401	10,000	決済			3,983,504	26,496	9,519,466		-3,229,713
278	2014/8/26	インターアクション	900	20,000	決済			17,880,902	119,098	9,638,564	3,032,964	-196,749
279	2014/8/27	ミクシィ	6,320	2,500	決済			15,692,640	107,360	9,745,924	86,880	-109,869
280	2014/8/27	日本エンタープライズ	658			新規	100	66,268	468	9,746,392		-109,869
281	2014/8/27	日本エンタープライズ	659			新規	300	199,108	1,408	9,747,800		-109,869
282	2014/8/27	日本エンタープライズ	660			新規	14,600	9,704,673	68,673	9,816,473		-109,869
283	2014/8/27	日本エンタープライズ	594			新規	1,000	598,232	4,232	9,820,705		-109,869
284	2014/8/27	日本エンタープライズ	595			新規	900	539,315	3,815	9,824,520		-109,869
285	2014/8/27	日本エンタープライズ	596			新規	1,800	1,080,444	7,644	9,832,164		-109,869
286	2014/8/27	日本エンタープライズ	597			新規	1,300	781,629	5,529	9,837,693		-109,869
287	2014/8/28	モルフォ	7,450			新規	2,000	15,002,558	102,558	9,940,251		-109,869
288	2014/8/28	日本エンタープライズ	554	10,000	決済			5,498,900	41,100	9,981,351	-1,981,793	-2,091,662
289	2014/8/28	日本エンタープライズ	553	10,000	決済			5,488,976	41,024	10,022,375		-2,091,662
290	2014/11/4	菊池製作所	分割			新規	400			10,022,375		-2,091,662
291	2014/11/25	モルフォ	7,700	2,000	決済			15,294,774	105,226	10,127,601	292,216	-1,799,446
292	2015/4/6	エフオン	659	100	決済			63,233	2,667	10,130,268		-7,804,122
293	2015/4/8	エフオン	670	400	決済			265,694	2,306	10,132,574		-7,804,122
294	2015/4/8	エフオン	668	300	決済			198,676	1,724	10,134,298		-7,804,122
295	2015/4/8	エフオン	667	1,600	決済			1,058,012	9,188	10,143,486	-6,004,676	-7,804,122
296	2015/4/8	エフオン	666	600	決済			396,161	3,439	10,146,925		-7,804,122
297	2015/4/8	エフオン	665	5,000	決済			3,296,366	28,634	10,175,559		-7,804,122
298	2015/7/15	ノムロー・ロップファイナンス 円/豪ドル ステップアップ社債	99.9	10,000	決済			10,123,500		10,175,559	123,500	-7,680,622
299	2015/9/9	スプリントコープ	5.0	6,281	決済					10,294,442		-22,986,768
300	2015/9/9	スプリントコープ	5.0	500	決済					10,294,442		-22,986,768
301	2015/9/9	スプリントコープ	5.0	8	決済					10,294,442		-22,986,768
302	2015/9/9	スプリントコープ	5.0	3	決済					10,294,442		-22,986,768
303	2015/9/9	スプリントコープ	5.0	700	決済					10,294,442		-22,986,768
304	2015/9/9	スプリントコープ	5.0	100	決済					10,294,442		-22,986,768
305	2015/9/9	スプリントコープ	5.0	4,000	決済					10,294,442		-22,986,768
306	2015/9/9	スプリントコープ	5.0	14,408	決済					10,294,442		-22,986,768
307	2015/12/1	菊池製作所	1,600	600	決済			948,986	11,014	10,305,456	-2,779,903	-25,766,671
308	2016/1/4	第29回 ソニー株式会社 無担保社債		10,000	決済					10,305,456		-25,766,671
309	2016/1/4	第29回 ソニー株式会社 無担保社債				新規	10,000			10,305,456		-25,766,671
310	2016/1/4	ドイツ復興金融公庫 ブラジルレアル建債券(円貨決済型)		100,000	決済					10,305,456		-25,766,671
311	2016/1/4	ドイツ復興金融公庫 ブラジルレアル建債券(円貨決済型)				新規	100,000			10,305,456		-25,766,671
312	2016/1/4	アジア開発銀行 トルコリラ建債券		90,000	決済					10,305,456		-25,766,671
313	2016/1/4	アジア開発銀行 トルコリラ建債券				新規	90,000			10,305,456		-25,766,671
314	2016/2/25	第29回 ソニー株式会社 無担保社債	100.8	10,000	決済			10,097,200		10,305,456		-25,766,671
315	2016/10/17	ドイツ復興金融公庫 ブラジルレアル建債券(円貨決済型)	99.65	100,000	決済			3,201,875		10,305,456	-1,402,125	-27,168,796
316	2017/4/13	アジア開発銀行 トルコリラ建債券		90,000	決済			90,000 (2,475,000)		10,305,456	-1,987,200	-29,155,996
317	2017/12/11	省電舎	850	2,800	決済			2,357,305		10,305,456	-9,063,938	-38,219,934

取引一覧表

	約定日	銘柄	約定価格	取引				取引損益				
				数量	売	買	数量	受渡金額	手数料	手数料累計	売買損益	損益累計
1	2013/8/28	NM米国投資適格社債ファンド 円投資型1207	9,398	2,000	決済			18,296,000	0	0	-1,704,000	-1,704,000
2	2013/8/29	野村日本高配当株プレミアム(通貨セレクトコース)毎月分配型	12,708			新規	13,662,220	18,000,000	638,051	638,051		-1,704,000
3	2013/11/20	ドイツ復興金融公庫 ブラジルレアル建債券(円貨決済型)	100			新規	100,000	4,604,000	0	638,051		-1,704,000
4	2013/11/27	野村日本高配当株プレミアム(通貨セレクトコース)毎月分配型	14,579	13,662,220	決済			19,918,151	0	638,051	1,918,151	214,151
5	2013/11/29	イーベイ インク	51.35			新規	3,900	20,535,173	0	638,051		214,151
6	2013/12/18	ミクシィ	5,600			新規	1,700	9,594,978	74,978	713,029		214,151
7	2013/12/18	じげん	1,850			新規	6,000	11,184,210	84,210	797,239		214,151
8	2013/12/18	じげん	1,940	6,000	決済			11,552,842	87,158	884,397	368,632	582,783
9	2013/12/18	エナリス	1,626			新規	200	327,620	2,420	886,817		582,783
10	2013/12/18	エナリス	1,627			新規	100	163,910	1,210	888,027		582,783
11	2013/12/18	エナリス	1,628			新規	300	492,035	3,635	891,662		582,783
12	2013/12/18	エナリス	1,629			新規	400	656,449	4,849	896,511		582,783
13	2013/12/18	エナリス	1,630			新規	4,000	6,568,537	48,537	945,048		582,783
14	2013/12/18	エナリス	1,631			新規	900	1,478,825	10,925	955,973		582,783
15	2013/12/18	エナリス	1,632			新規	1,400	2,301,805	17,005	972,978		582,783
16	2013/12/18	イーベイ インク	53	3,900	決済			20,994,997	154,809	1,127,787	459,824	1,042,607
17	2013/12/24	ミクシィ	5,700	1,700	決済			9,613,880	76,120	1,203,907	18,902	1,061,509
18	2013/12/24	ホットリンク	14,400			新規	600	8,709,064	69,064	1,272,971		1,061,509
19	2013/12/25	イーグランド	4,350			新規	2,000	8,769,468	69,468	1,342,439		1,061,509
20	2013/12/25	ホットリンク	14,200	600	決済			8,451,742	68,258	1,410,697	-257,322	804,187
21	2013/12/26	エナリス	1,707	7,300	決済			12,369,460	91,640	1,502,337	380,279	1,184,466
22	2013/12/26	アーキテツ・スタジオ・ジャパン	4,995			新規	100	503,160	3,660	1,505,997		1,184,466
23	2013/12/26	アーキテツ・スタジオ・ジャパン	5,000			新規	500	2,518,323	18,323	1,524,320		1,184,466
24	2013/12/26	アーキテツ・スタジオ・ジャパン	5,020			新規	200	1,011,358	7,358	1,531,678		1,184,466
25	2013/12/26	アーキテツ・スタジオ・ジャパン	5,030			新規	300	1,520,059	11,059	1,542,737		1,184,466
26	2013/12/26	アーキテツ・スタジオ・ジャパン	5,050			新規	400	2,034,804	14,804	1,557,541		1,184,466
27	2013/12/26	アーキテツ・スタジオ・ジャパン	5,080			新規	200	1,023,446	7,446	1,564,987		1,184,466
28	2013/12/26	アーキテツ・スタジオ・ジャパン	5,090			新規	300	1,538,191	11,191	1,576,178		1,184,466
29	2013/12/26	アーキテツ・スタジオ・ジャパン	5,100			新規	500	2,568,697	18,697	1,594,875		1,184,466
30	2013/12/26	アーキテツ・スタジオ・ジャパン	5,380	2,500	決済			13,352,959	97,041	1,691,916	634,921	1,819,387
31	2013/12/27	イーグランド	4,310	400	決済			1,710,215	13,785	1,705,701		1,601,983
32	2013/12/27	イーグランド	4,325	100	決済			429,043	3,457	1,709,158		1,601,983
33	2013/12/27	イーグランド	4,320	700	決済			2,999,814	24,186	1,733,344	-217,404	1,601,983
34	2013/12/27	イーグランド	4,305	100	決済			427,059	3,441	1,736,785		1,601,983
35	2013/12/27	イーグランド	4,300	700	決済			2,985,933	24,067	1,760,852		1,601,983
36	2013/12/27	システム情報	2,650			新規	4,900	13,079,502	94,502	1,855,354		1,601,983
37	2013/12/27	システム情報	2,790	4,900	決済			13,572,753	98,247	1,953,601	493,251	2,095,234
38	2013/12/27	ブイキューブ	5,900			新規	2,000	11,888,032	88,032	2,041,633		2,095,234
39	2013/12/27	ブイキューブ	6,190	2,000	決済			12,288,802	91,198	2,132,831	400,770	2,496,004
40	2013/12/30	スプリントコープ	11.19			新規	12,200	14,405,379	0	2,132,831		2,496,004
41	2013/12/30	スプリントコープ	11.19			新規	6,800	8,029,228	0	2,132,831		2,496,004
42	2014/4/16	アジア開発銀行 トルコリラ建債券	100			新規	90,000	4,462,200	0	2,132,831		2,496,004
43	2014/5/19	フィックスターズ	8,990			新規	100	906,423	7,423	2,140,254		2,496,004
44	2014/5/19	フィックスターズ	9,000			新規	300	2,722,302	22,302	2,162,556		2,496,004
45	2014/5/19	フィックスターズ	9,170			新規	100	924,571	7,571	2,170,127		2,496,004
46	2014/5/19	フィックスターズ	9,190			新規	100	926,589	7,589	2,177,716		2,496,004
47	2014/5/19	フィックスターズ	9,200			新規	100	927,596	7,596	2,185,312		2,496,004
48	2014/5/19	スプリントコープ	8.9	6,700	決済			6,026,208	0	2,185,312		2,496,004
49	2014/5/27	クルーズ	4,225			新規	1,800	7,665,689	60,689	2,246,001		2,496,004
50	2014/5/27	フィックスターズ	10,300	700	決済			7,151,905	58,095	2,304,096	744,424	3,240,428
51	2014/5/29	クルーズ	4,300	1,800	決済			7,678,424	61,576	2,365,672	12,735	3,253,163
52	2014/5/29	フィックスターズ	9,750			新規	100	982,591	7,591	2,373,263		3,253,163
53	2014/5/29	フィックスターズ	9,780			新規	200	1,971,229	15,229	2,388,492		3,253,163
54	2014/5/29	フィックスターズ	9,800			新規	200	1,975,260	15,260	2,403,752		3,253,163
55	2014/5/29	フィックスターズ	9,810			新規	400	3,954,555	30,555	2,434,307		3,253,163
56	2014/5/29	スプリントコープ	9.01	2,000	決済			1,824,345	0	2,434,307		3,253,163
57	2014/6/2	フィックスターズ	10,800	900	決済			9,645,423	74,577	2,508,884	761,788	4,014,951
58	2014/6/3	じげん	1,375			新規	7,000	9,698,954	73,954	2,582,838		4,014,951
59	2014/6/4	スプリントコープ	9.29	3,500	決済			3,318,156	0	2,582,838	-3,236,670	778,281
60	2014/6/5	CYBERDYNE	7,400			新規	500	3,733,313	33,133	2,615,971		778,281
61	2014/6/5	CYBERDYNE	7,620	500	決済			3,775,817	34,183	2,650,154	42,504	820,785
62	2014/6/9	エイチーム	8,100			新規	500	4,086,078	36,078	2,686,232		820,785
63	2014/6/10	エイチーム	8,650	500	決済			4,286,750	38,250	2,724,482	200,672	1,021,457
64	2014/6/10	ディー・エル・イー	1,235			新規	2,800	3,488,585	30,585	2,755,067		1,021,457
65	2014/6/10	ディー・エル・イー	1,236			新規	700	872,851	7,651	2,762,718		1,021,457
66	2014/6/13	エイチーム	7,340			新規	300	2,221,845	19,845	2,782,563		1,021,457
67	2014/6/13	エイチーム	7,350			新規	200	1,483,247	13,247	2,795,810		1,021,457
68	2014/6/13	ディー・エル・イー	1,147	1,100	決済			1,250,445	11,255	2,807,065		634,556
69	2014/6/13	ディー・エル・イー	1,146	1,000	決済			1,135,781	10,219	2,817,284		634,556
70	2014/6/13	ディー・エル・イー	1,145	1,000	決済			1,134,789	10,211	2,827,495	-386,901	634,556
71	2014/6/13	ディー・エル・イー	1,144	400	決済			453,520	4,080	2,831,575		634,556
72	2014/6/16	じげん	1,268	600	決済			754,883	5,917	2,837,492		-263,790
73	2014/6/16	じげん	1,267	6,400	決済			8,045,725	63,075	2,900,567	-898,346	-263,790
74	2014/6/16	菊池製作所	9,650			新規	900	8,752,780	67,780	2,968,347		-263,790
75	2014/8/4	エイチーム	7,500	500	決済			3,716,292	33,708	3,002,055	11,200	-252,590
76	2014/8/12	ペプチドリーム	10,000			新規	400	4,035,684	35,684	3,037,739		-252,590
77	2014/8/14	ペプチドリーム	11,630	400	決済			4,611,166	40,834	3,078,573	575,482	322,892

	約定日	銘柄	約定価格	取 引				取 引 損 益				
				数量	売	買	数量	受渡金額	手数料	手数料累計	売買損益	損益累計
78	2014/8/15	ワイヤレスゲート	5,100			新規	900	4,630,344	40,344	3,118,917		322,892
79	2014/8/26	ジーエヌアイグループ	385			新規	12,000	4,660,582	40,582	3,159,499		322,892
80	2014/8/26	ジーエヌアイグループ	404	2,000	決済			800,935	7,065	3,166,564		451,062
81	2014/8/26	ジーエヌアイグループ	403	3,000	決済			1,198,428	10,572	3,177,136	128,170	451,062
82	2014/8/26	ジーエヌアイグループ	402	7,000	決済			2,789,389	24,611	3,201,747		451,062
83	2014/8/26	ミクシィ	6,200			新規	700	4,378,370	38,370	3,240,117		451,062
84	2014/8/26	ワイヤレスゲート	5,270	900	決済			4,701,447	41,553	3,281,670	71,103	522,165
85	2014/8/27	ミクシィ	6,320	700	決済			4,384,968	39,032	3,320,702	6,598	528,763
86	2014/8/27	日本エンタープライズ	660			新規	7,000	4,660,582	40,582	3,361,284		528,763
87	2014/8/28	菊池製作所	7,060	300	決済			2,100,501	17,499	3,378,783		-1,936,400
88	2014/8/28	菊池製作所	7,050	200	決済			1,398,352	11,648	3,390,431	-2,465,163	-1,936,400
89	2014/8/28	菊池製作所	7,030	400	決済			2,788,764	23,236	3,413,667		-1,936,400
90	2014/8/29	テックファームホールディングス	2,397			新規	100	241,702	2,002	3,415,669		-1,936,400
91	2014/8/29	テックファームホールディングス	2,399			新規	100	241,903	2,003	3,417,672		-1,936,400
92	2014/8/29	テックファームホールディングス	2,400			新規	1,000	2,420,057	20,057	3,437,729		-1,936,400
93	2014/8/29	テックファームホールディングス	2,408			新規	100	242,811	2,011	3,439,740		-1,936,400
94	2014/8/29	テックファームホールディングス	2,409			新規	800	1,943,300	16,100	3,455,840		-1,936,400
95	2014/8/29	テックファームホールディングス	2,410			新規	400	972,053	8,053	3,463,893		-1,936,400
96	2014/8/29	モルフォ	6,370			新規	400	2,569,028	21,028	3,484,921		-1,936,400
97	2014/8/29	モルフォ	6,380			新規	300	1,929,792	15,792	3,500,713		-1,936,400
98	2014/8/29	モルフォ	6,390			新規	200	1,288,545	10,545	3,511,258		-1,936,400
99	2014/8/29	モルフォ	6,400			新規	100	645,280	5,280	3,516,538		-1,936,400
100	2014/8/29	モルフォ	6,700	1,000	決済			6,645,253	54,747	3,571,285	212,608	-1,723,792
101	2014/9/1	テックファームホールディングス	2,525	1,100	決済			2,751,543	25,957	3,597,242		-1,524,140
102	2014/9/2	テックファームホールディングス	2,530	1,400	決済			3,509,935	32,065	3,629,307	199,652	-1,524,140
103	2014/9/2	エスクロー・エージェント・ジャパン	24,300			新規	200	4,902,477	42,477	3,671,784		-1,524,140
104	2014/9/3	エスクロー・エージェント・ジャパン	16,700			新規	100	1,686,867	16,867	3,688,651		-1,524,140
105	2015/4/8	エスクロー・エージェント・ジャパン	7,900	300	決済			2,347,387	22,613	3,711,264	-4,241,957	-5,766,097
106	2015/9/9	スプリントコープ	5.0	4,243	決済			33,570.95		3,750,773		-9,781,246
107	2015/9/9	スプリントコープ	5.0	2,557	決済			(4,014,078)	39,509	3,750,773	-4,015,149	-9,781,246
108	2015/12/4	日本エンタープライズ	267	3,700	決済			978,115	9,785	3,760,558		-12,595,493
109	2015/12/4	日本エンタープライズ	266	2,400	決済			632,080	6,320	3,766,878	-2,814,247	-12,595,493
110	2015/12/4	日本エンタープライズ	265	900	決済			236,140	2,360	3,769,238		-12,595,493
111	2016/1/4	ドイツ復興金融公庫 ブラジルリアル建債券(円貨決済型)		10,000	決済					3,769,238		-12,595,493
112	2016/1/4	ドイツ復興金融公庫 ブラジルリアル建債券(円貨決済型)				新規	10,000			3,769,238		-12,595,493
113	2016/1/4	アジア開発銀行 トルコリラ建債券		90,000	決済					3,769,238		-12,595,493
114	2016/1/4	アジア開発銀行 トルコリラ建債券				新規	90,000			3,769,238		-12,595,493
115	2016/10/17	ドイツ復興金融公庫 ブラジルリアル建債券(円貨決済型)	99.65	100,000	決済			3,201,875		3,769,238	-1,402,125	-13,997,618
116	2017/4/13	アジア開発銀行 トルコリラ建債券		90,000	決済			90,000 (2,475,000)		3,769,238	-1,987,200	-15,984,818



これは正本である。

令和4年2月24日

名古屋高等裁判所民事第3部

裁判所書記官 鈴木

誠

